

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2296号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697



全国町村長大会ひらく

全国町村長大会は、12月1日、東京・渋谷のNHKホールで、全国から参集した町村長と町村関係者等約3,200名が出席して開催された。

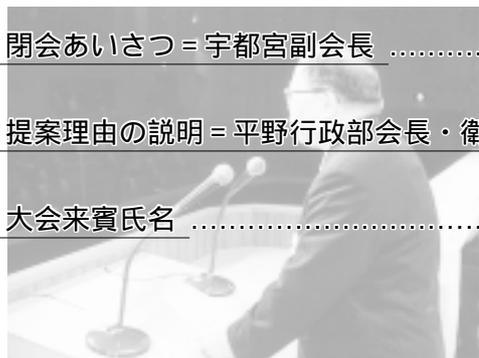
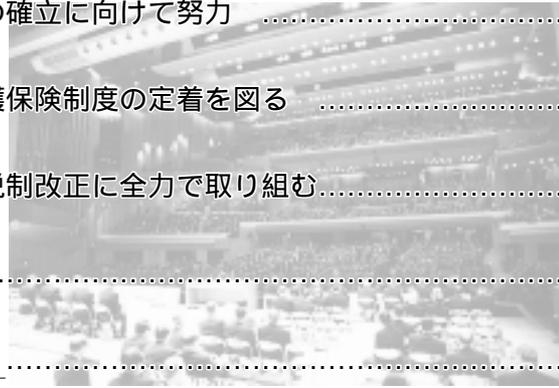
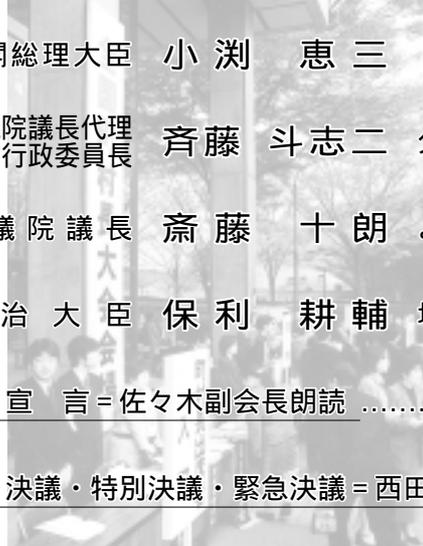
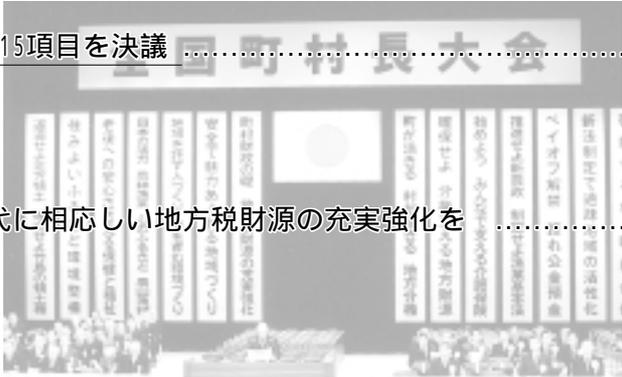
大会は住民が健やかで、生きがいを実感できる活力ある地域社会を実現するため、町村長の総意を結集して、当面する課題を認識し合い、一層団結を強めて、課題の解決促進をはかろうというもの。

7項目の決議、6項目の特別決議と2項目の緊急決議及び43項目の要望を満場一致で採択。小淵内閣総理大臣、参議院議長、自治大臣等はじめ国会議員ら303名の来賓も出席した。

◆全国町村長大会特集◆

全国町村長大会特集 目次

- 地方分権の推進・地方税財源の充実など15項目を決議 3
- 全国町村会長あいさつ
 - 全国町村会長 山本文男 分権時代に相応しい地方税財源の充実強化を 4
- 来賓あいさつ
 - 内閣総理大臣 小渕 恵三 「対話と実行」を基本に全力で国政運営に当たる 6
 - 衆議院議長代理 齊藤 斗志二 分権型社会の確立に向けて努力 8
 - 地方行政委員長
 - 参議院議長 斎藤 十郎 より良い介護保険制度の定着を図る 9
 - 自治大臣 保利 耕輔 地財対策、税制改正に全力で取り組む 10
- 宣言 = 佐々木副会長朗読 11
- 決議・特別決議・緊急決議 = 西田副会長朗読 12
- 司会者・議長団の各役員 13
- 閉会あいさつ = 宇都宮副会長 13
- 提案理由の説明 = 平野行政部会長・衛藤財政部会長・林田経済農林部会長 14
- 大会来賓氏名 16
- 全国町村長大会要望 18



地方分権の推進 地方税財源の充実



など十五項目を決議

運営委員会で決定した一般決議案七項目、特別決議案六項目および市町村の合併、固定資産税に関する緊急決議を一括付議し、提案理由の説明に入った。

自然環境の保全等国家的作用を果たしつつ、地域の振興と住民福祉の向上に取り組んできた。政府・国会は農山漁村が果たす重要な役割を再認識し、重点的・計画的な公共投資と地域の創造性に富んだ施策を展開し、町村の財政基盤を強化すべきである」と宣言を朗読、満場の拍手で採択、決定した。

続いて来賓あいさつに移り、伊藤衆議院議長代理の斉藤地方行政委員長についてあいさつにたつた小淵内閣総理大臣は祝辞の後、「本日は十二時まで参議院本会議があり、一時からは衆議院本会議が開かれるが、今年も是非この大会には出席したいという気持ちから合間を縫って参ったことをご理解いただきたい。町村の発展なくしては国政はあり得ないという気持ちで内閣総理大臣として懸命の努力をすることを改めてお誓いする」とのあいさつがつけ加えられた。

続いて保利自治大臣からのあいさつの後、司会者から小淵総理を激励するための万歳を行いたい旨の提案があり、山本会長の発声で万歳三唱を行った。その後、斎藤参議院議長、大谷全国町村会議会長があいさつ。このほか衆参両院の国會議員二百九十八名(代理を含む)を来賓に迎え、本人出席者を事務局から順次紹介した。

このあと議事に移り、大会議長団には、菊池繁安(青森県川内町長)、齋藤和夫(茨城県関城町長)、神尾俊治(愛知県額田町長)、八木壮一郎(香川県池田町長)、松本和夫(佐賀県北方町長)の各氏を選出。議長団から、本大会の議案について

山積する町村行財政をめぐる諸問題のうち、大会

全国町村長大会は、十二月一日、正午から東京・渋谷のNHKホールで開催され、全国二千五百五十八の町村長ならびに各都道府県町村会関係者など三千二百人が出席した。

大会には来賓として内閣総理大臣、衆議院地方行政委員長、参議院議長、自治大臣等が出席。

大会は、関根重男(岩手県種市町長)、安井一嗣(滋賀県蒲生町長)、吉田安親(長崎県長与町長)の各氏の司会で進められ、はじめに山本文男全国町村会長、福岡県添田町長)があいさつに立ち、「私も地方分権推進のため、徹底した行財政改革による行政運営の効率化を図り、活力に満ちた地域づくりにより進歩する決意を新たにしている。政府・国会におかれては市町村合併に対する適切な対応と、分権時代に相応しい地方税源の充実強化を図られるよう強くお願いしたい」とあいさつ。

ついで佐々木隆人副会長(北海道えりも町長)が本大会の意義を明らかにするため、「国土の七割強を占める町村は、食料の供給、水資源の函養、

最初に平野 博氏(宮城県柴田町長)が「地域を支える人づくりの推進と健やかに子供を生み育てる環境づくりの推進」、「高齢社会に即応した保健福祉施策の推進」、「生活環境施設整備の推進」、「町村が自主的、自立的な施策を展開できる地方分権の推進」、「介護保険制度の円滑な導入」、「市町村合併」の六項目を、次いで衛藤龍天氏(大分県久住町長)が「分権時代に相応しい地方税、地方交付税等の地方一般財源の確保」、「安全で魅力ある地域づくりの推進」、「地方交付税率の引き上げと地方交付税所要額の確保」、「ペイオフ凍結解除後の公金預金の保護」、「過疎地域活性化のための新法制定」の五項目を、さらに林田 敦氏(宮崎県西郷村長)が、「農林漁業の振興と活力ある農山漁村の建設」、「新基本法の着実な推進と漁業基本法の制定」の二項目をそれぞれ項目ごとに、

現状の問題点と改善策を提議し、各議案は満場一致で決定、「北方領土の早期返還と竹島の領土権確立」は説明を省略した。

これを受けて西田耕豊副会長(石川県川北町長)が決議、特別決議および緊急決議を朗読、満場一致で決定し、さらに四十三項目にわたる大会要望も一括採択した。

続いてこれらの決議、要望の実現を期するための実行運動方法の協議に入り、全国町村会の政府予算対策本部を中心に、町村長は各都道府県ごとに地元選出の国會議員ならびに政府要路に対し強力な実行運動を展開することを決定して議事を終了。最後に宇都宮象一副会長(愛媛県宇和町長)が閉会のあいさつを行って、全日程を終了した。



会長あいさつ

分権時代に相応しい 地方税財源の充実強化を

全国町村会長 山本文男

本日ここに、全国町村長大会を開催いたしましたところ、小淵内閣総理大臣、衆・参両院議長、自治大臣を始め関係大臣、全国町村議会議長会会長並びに国会議員の先生方におかれましては、政務極めてご多端の折りにもかかわらず御臨席を賜り厚くお礼申し上げます。また、全国の町村長各位には、本大会

のため遠路ご参集をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。さて、著しく変貌する内外の社会経済情勢にあつて、日本経済の再生は、現下の最重要課題であります。政府におかれましては、小淵総理の強力なリーダーシップの下、税、財政、金融、法制等、様々な分野の改革を断行され、さらに、金融危機、経済不況の克服に取り組んでおられることに對し、心から敬意を表するものであります。

こうした中、先の国会においては、地方分権一括法が成立し、私も町村長が強く要望して参りました地方分権が、いよいよ、その実行の段階を迎えることとなりました。健全な民主国家は、その基礎をなす市町村

が住民に身近な事務を住民の意思に沿って、住民の力で健全に運営していかねばなりません。私も、町村に課せられた役割と責任を適確に果たすべく、同法の施行に向かつて必要となる条例・規則の制定、改廃等、地方分権推進のための諸制度の改革はもとより、徹底した行財政改革を通じて一層の行政運営の効率化を図り、多様化する住民ニーズに因應ながら、活力に満ちた地域づくりに邁進する決意を新たにしているところであります。

しかしながら、近年、財政状況の著しい悪化等を背景に、町村の意見を何ら聞くことなく、「市町村の合併推進」が高くなってきておりますことは、まことに遺憾と言わざるをえません。複雑、多様化する町村の事務事業の適切な処理や、地方分権の推進のためには、町村の行財政基盤の充実が必要であることは言うまでもないことでありますが、それぞれの町村は歴史的な経緯、文化、風土や地理的条件等が異なっており、さらには、

市町村合併は将来にわたる地域の在り方や住民生活に大きな影響を及ぼすことからでありますので、関係町村の自主的な判断を尊重することが何よりも重要であります。本大会の決議にも掲げておりますが、全国町村会は機会あることに、市町村合併を強制しないよう関係方面に強く要望しているところであります。国におかれましては、私どもの意を十分お汲み取り頂き、適切な対応をお願いいたしたいと存じます。

小淵総理は今国会の所信表明演説において、「美しい安定した環境を守りながら、循環型の経済社会を築くとともに、国民一人ひとりの生命や安全な生活を守る事は、政治や行政が負うべき極めて重要な課題である」と述べておられます。

国土面積の七割強を占める二千五百五十八町村に立地する農山漁村は、国民生活に不可欠な食料の供給はもとより、自然環境の保全、水と緑の供給源といった国家的役割を果たしておりますが、その現状は過疎化、高齢化の進行、加えて国際化の進展、担い手の減少等厳しい状況に置かれております。このままでは国土の維持管理能力が低下し、国家の繁栄に重大な影響を及ぼすことが危惧されます。町村の健全な発展なくして、国家の伸展はあり得ないのであります。

去る七月十六日に、「食料の安定供給の確保と農業農村の有する多面的機能を重視する」とした「食料・農業・農村基本

法」が施行されたことは、誠に時宜を得たものであると存じておりますが、山村や漁村整備にもこの法律の理念や施策の基本を活かして頂き、農山漁村一体となった活性化が図られるよう強く要望するものであります。

今月下旬には、平成十二年度の政府予算編成の時期を迎えることとなります。明年度の地方財政をめぐる環境につきましては、わが国経済の引き続く低迷等により、地方税収が落ち込むことが予測されるなど大変厳しい状況にあります。分権時代に相応しい地方税源の充実強化と、私ども町村にとつてかけがえのない財源である地方交付税の所要額の確保を強く求めるものであります。

御臨席の来賓各位におかれましては、「介護保険制度の円滑な導入」を始め、本大会の掲げました十五の決議、四十四項目にわたる要望に対し、十分なご理解を賜り、その実現につき格段のご高配をお願い申し上げます。

我々町村長もまた、これらの課題に対し、地域住民の理解と協力の下に、住民がゆとりと豊かさを実感できる魅力ある地域社会の実現のため、全力を尽くす事を誓うものであります。

終わりに望み、本大会が所期の成果を収めますよう、皆様方の格別のご協力をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。



来賓あいさつ(要旨)

「対話と実行」を基本に 全力で国政運営に当たるとる

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

全国町村長大会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、地方自治の第一線で、住民の方々と最も身近に接し、住民福祉の向上と地域社会の発展のため、日々御尽力しておられる町村長各位の御苦労に対し、心から敬意を表する次第であります。

また、政府の各種施策に対する日頃から

の御理解と御協力に対し、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて私は次の時代を明るく希望に満ちたものとするためにも、我が国が当面する諸課題の解決に向けて全力で取り組んでまいりました。その一つである地方分権の推進につきましても、皆様方のお力添えもいただき、先の通常国会で地方分権一括法が成立しました。地方分権は今

や実行の段階を迎え、町村に期待される役割はますます重要なものとなっております。

しかしながら町村は現在、高齢者対策や過疎の問題、借入金急増による厳しい地方財政の問題など、様々な重要課題に直面しており、皆様方の御苦労は、並大抵のものではないと推察いたします。もとより政府としてもい

て認識をしております、各種施策の遂行に取り組んでいるところでありますが、皆様方におかれましても、住民の方々の理解と協力の下に地方自治を支える基盤として、更なる御努力をお願いいたします。

特に介護保険制度につきましては、来年四月からの実施に向け、諸般の準備を進められていくところと存じますが、政府としても、従来の施策に加え円滑な実施に万全を期するという観点から、先般、特別対策を決定したところであります。政府と地方公共団体と相協力し、これを進めることが、究極は介護を受けられる方々のためになるという趣旨で行うものでありますので、御理解と御協力をお願いいたします。

私は「対話と実行」を基本として、これからも全力で国政運営に当たる決意であります。どうか地方自治の最前線に立つ皆様方におかれましても、住民の方々が誇りと愛着を持ち、健やかで生きがいを実感できる活力ある地域社会の実現に向け、一層の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。また、皆様方の更なる御活躍と御健勝をお祈りいたしました。私の挨拶といたします。





来賓あいさつ(要旨)

分権型社会の確立に向けて努力

衆議院議長代理
地方行政委員長 齊藤 斗志二

本日ここに、全国町村長大会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。はじめに、地方自治の発展と住民福祉の向上のため、地域住民の先頭に立って、日頃より不断の努力を重ねておられる全国の町村長の皆様方に深甚なる敬意と謝意を表する次第であります。今日、我が国は、明治維新、終戦直後の改

革に次ぐ第三の改革期にあるといわれ、社会・経済全般にわたり、その仕組みを根本から見直そうという大きな転換期にあります。地方自治制度においても、従来の一方的・中央集権的な行政システムを見直し、地域住民と自治体が個性と活力を十分に発揮しうる地方分権を基本とする社会を構築することが強く求められております。

高齢化、過疎化、自治体の自立を確保する財源の問題など、早急に解決しなければならぬ課題は山積しております。こうした状況下にあつて、地方公共団体においては、より一層地域住民の声を反映した、きめ細やかな施策を積極的に推進するとともに、新たな役割を担うにふさわしい体制の整備・確立が不可欠であります。そして、このような地方公共団体への大きな期待を実現するためには、地域の行政の責任者である皆様方の役割は、これまでにも増して重要なものとなると存じます。



このようなか、本年

七月、国の機関委任事務制度の廃止などを内容とする、いわゆる地方分権一括法が成立し、新たな地方自治の方向性が示され、これからは国と地方が対等・協力の関係にたち、地域における行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うこととなりました。

一方、地方自治を取り巻く環境は厳しく、

国会におきましても、国民を代表する立場から、地方税財源の充実確保、住民自治の育成強化策などの諸問題に関し真剣に審議を積み重ね、今後とも分権型社会の確立に向けて努力して参る所存であります。

どうかご列席の皆様方におかれましては、本大会を契機に決意を新たにされ、住民が誇りと愛着を持ち、健やかで生きがいを実感できる活力ある地域社会を実現するため、なお一層のご尽力をお願い申し上げます。(代読)



来賓あいさつ(要旨)

より良い介護保険制度の定着を図る

参議院議長 齋藤十朗

本日ここに、全国町村長大会が、このように盛大に開催されましたことを、心からお慶び申し上げます。

改めて申すまでもなく、地方自治体は、国と両輪をなす行政の担い手であり、とりわけ、地域住民に最も身近な存在である町村は、住民一人一人の生活の基盤づくりに大きな役割を果たし

てまいりました。本日御列席の皆様は、町村行政の最高責任者として、地域住民のために日々御尽力をいただいているのでありまして、ここに改めて皆様の並々ならぬ御苦労に対し、衷心より敬意と謝意を表する次第であります。国民の意識や価値観が急速に変化し、国民生活が多様化した今日、住民

に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ね、その自主性及び自立性が、十分発揮できる行政システムへの転換が求められております。そして、そのような地方自治への期待の高まりとともに、来年四月の介護保険の実施を始めとし、先の国会における地方分

権一括法の成立など、その果たすべき役割と責任は、ますます大きくなってきているのであります。御列席の皆様におかれましても、新しい時代における地方自治の担い手として、一層の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

参議院といたしましても、地方分権の推進と地方自治の振興のために全力を尽くしてまいり所存であります。特に、施行が目前にせまりました介護保険につきましては、今後とも国と地方が相まって、より良い制度として定着するよう渾身の努力を傾注してまいります。

終わりに、町村長の皆様が全国からお集まりになり、魅力あふれる地域社会の実現を期するため、総意を結集されます本日の大会の御成功と全国町村会の一層の御発展、また併せて、御列席の皆様のご活躍と御健勝を心より御祈念申し上げます。ご挨拶といたします。



来賓あいさつ(要旨)

地財対策、税制改正に全力で取り組む

自治大臣 保利耕輔

ご紹介を賜りました自治大臣の保利耕輔でございます。別に祝辞も用意しておりますが、国会の都合等もございまして、極めて短くあいさつを申し上げます。

地方行政は、地方分権の推進、高

齢者対策、過疎問題、介護保険の実施など、重要課題が山積をいたしております。また、差し当たり、明年度の予算編成に向けて地方財政対策、税制改正に万全を期する必要があるといたします。自治大臣といたしまして、全力を挙げてこれらの問題に取り組んでまい

る所存でございます。

町村長の皆様方の格別のご協力とご支援を賜りたいと存ずる次第でございます。

本日のご盛会を心からお祝いを申し上げます。そして町村長の皆様方のさらなるご活躍を祈念いたしまして、甚だ簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。



大会宣言を朗読する佐々木副会長



宣 言

21世紀を目前に控えた現在、わが国は内外の社会経済情勢が著しく変貌する中であって、政治、行政、経済等、様々な分野において大きな変革が求められている。こうした情勢の下で、地方分権は、いよいよ実行の段階を迎えた。

国民一人ひとりが真の豊かさと安らぎを実感できる地域社会を築いていくためには、地域の総合的行政主体である地方公共団体がそれぞれの地域の実情に沿った個性あふれる行政を自主的、自立的に展開することが何よりも重要である。

我々町村長は、先の国会で成立した地方分権一括法に基づく町村の役割と責任を全うすべく、今、自らの決意を新たにしているところである。国においては、国、都道府県、市町村を対等・協力の関係においた分権改革の歩みを確固たるものとするため、更なる事務権限の移譲とそれに伴う地方税財源の充実強化をはかるべきである。

国土の7割強を占める全国2,558町村は、従前から食料の供給、水資源の涵養、自然環境の保全など重要な国家的役割を果たしつつ、地域の振興と住民福祉の向上のため、幾多の困難をのりこえ積極果敢に取り組んできた。なかんずく、法施行が間近に迫った介護保険制度については、高齢化が著しく進行する厳しい条件の下で、その円滑な導入に向けて懸命の努力を傾注しているところである。

国民共通のふるさとである農山漁村の健全な発展なくして、真の国家の繁栄はあり得ない。

今こそ政府、国会は、農山漁村の果たす重要な役割を再認識し、経済効率のみにとらわれることなく、わが国の将来を見据えた重点的・計画的な公共投資など、実効ある施策を断行するとともに、地域の創造性に富んだ施策の展開を期して、町村の行財政基盤を強化すべきである。

我々町村長もまた、自らの変革を厭うことなく、住民が誇りと愛着を持つことができる活力ある地域社会の実現のため、全力を尽くすことをここに誓う。

以上宣言する。



大会決議を朗読する西田副会長



決 議

- 1 地方税財源の充実強化と町村財政基盤の確立を期する
- 1 安全で魅力ある地域づくりの推進を期する
- 1 地域を支える人づくりの推進と健やかに子供を生育する環境づくりの推進を期する
- 1 農林漁業の振興と活力ある農山漁村の建設を期する
- 1 高齢社会に即応した保健福祉施策の推進を期する
- 1 生活環境施設整備の推進を期する
- 1 北方領土の早期返還と竹島の領土権確立を期する以上決議する。

特別決議

- 1 町村が自主的、自立的な施策を展開できるよう地方分権の推進を期する
- 1 分権時代に相応しい地方税・地方交付税等の地方一般財源の確保を期する
- 1 介護保険制度の円滑な導入を期する
- 1 新基本法農政の着実な推進と漁業基本法の制定を期する
- 1 パイオフ凍結解除後の公金預金保護の万全を期する
- 1 過疎地域活性化のための新過疎法の制定を期する以上決議する。

市町村の合併に関する緊急決議

近年、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、財政状況の著しい悪化等を背景に市町村合併の推進が様々な場面で大きく取り上げられている。

もとより、複雑・多様化する町村の事務事業の適切な処理、実行の段階に入った地方分権を推進するためには、市町村の行財政基盤の充実が必要であることは言うまでもない。

しかしながら、それぞれの町村は、歴史的な経緯、文化・風土や地理的条件等が異なっており、市町村合併は、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄であるので、関係市町村の自主的な判断を尊重することが何よりも重要である。

よって国及び都道府県は、市町村合併について、地域住民の意思を十分に尊重するとともに、下記事項に十分留意の上、合併を強制することのないよう強く要請する。

記

- 1 合併パターンを作成する場合にあっては、各々の地域住民が嘗々として育んできた歴史、文化、連帯感に十分配慮するとともに、町村及び地域住民の意見を取り入れた上で作成すること。
- 2 市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

固定資産税に関する緊急決議

現下の町村財政は、累次の経済対策として諸事業の実施や特別減税に伴う公債費の累増等により、財政の硬直化が急激に進行する一方、長引く景気低迷により税収は大幅に減少し、まさに危機的な事態に立ち至っている。

一方、町村は介護保険の実施をはじめとする少子・高齢社会への対応、農林水産業の振興など、増大する財政需要に的確に対応することが求められている。

このような中、平成12年度税制改正において、「固定資産税の大幅減税」についての意見がある。

町村における固定資産税は税収の48%を占める最大の基幹税目であることから、その安定的確保が是非とも図られるよう、固定資産税の現行制度を堅持されたい。

以上決議する。



大会司会者
 左から関根若手県会長（種市町長）、吉田長崎県会長（長与町長）、安井滋賀県会長（蒲生町長）。



大会司会者
 左から八木香川県会長（池田町長）、神尾愛知県会長（額田町長）、松本佐賀県会長（北方町長）、齋藤茨城県会長（関城町長）、菊池青森県会長（川内町長）。



閉会のあいさつ
 閉会のあいさつを述べる宇都宮副会長（愛媛県宇和町長）。

自主的・自立的な施策を展開 できる地方分権の推進を

私から、六つの決議について提案理由を簡単に説明いたします。

初めに、「地域を支える人づくりの推進と健やかに子供を生み育てる環境づくりの推進」であります。

経済社会情勢が著しく変貌する中であって、潤いと活力に富んだ魅力ある地域を建設していくために、「人材の育成」は、現下の最重要課題の一つであります。わが国の将来を見据えた、地域を担う人づくりのための各種施策の充実に要望するものであります。また、近年の著しい少子化に対応して、健やかに子供を生み育てることのできる環境づくりなど、総合的施策の推進を強く求めるものであります。

次に、「高齢社会に即応した保健福祉施策の推進」であります。高齢社会の進行に伴い、高齢者



行政会部長 宮城県柴田町長
平野 博

地方税財源の充実強化と 町村財政基盤の確立を

私からは、六つの決議について提案理由を簡単に説明いたします。

第一は、「地方税財源の充実強化と町村財政基盤の確立」についてであります。

町村は増大する借入残高を抱えるなど極めて厳しい財政状況の下で、地方分権を推進し、各般の政策課題を着実に果たす役割が求められております。

このため、早急に町村財政基盤を強化することが必要であり、国に強く訴えたいと存じます。

特に、「固定資産税」について申し上げます。

町村における固定資産税は税収の四八%を占める最大の基幹税目であることから、その安定的確保が是非とも図られるよう、固定資産税の現行制度を堅持する決議を



財政部会長 大分県久住町長
衛藤 龍天

農林漁業の振興と活力 ある農山漁村の建設を

私からは、二つの決議についての提案理由の説明を申し上げます。

まず、始めに「農林漁業の振興と活力ある農山漁村の建設を期する」についてであります。

農林漁業及び農山漁村は、国民食料の安定供給、美しく安全な国土・環境の保全、都市住民に対する潤いと安らぎの場の提供など、国民生活にとって重要な役割を担っており、近年、担い手の減少、農林地の管理の粗放化などが急速に進行しております。

このような厳しい情勢に対応し、農林漁業の体質強化と明るい農山漁村の建設をはかるためには、ウルグアイランド農業合意関連対策の着実な推進、若者が定住しやすい農村生活基盤の整備など



経済農林部会長 宮崎県西郷村長
林田 敦

の生きがいと健康づくり等のため、各種施策を着実に実施することが必要であります。関連施設の整備やマンパワーの確保等について、財政基盤の脆弱な町村に対する財源の確保を強く要望するものであります。

三番目に、「生活環境施設整備の推進」についてであります。

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会の実現のため、生活の質の向上に繋がる環境整備が重要な課題となっております。基幹施設である道路をはじめ、下水道、ダイオキシン対策の強化を目指した廃棄物処理施設等の必要事業量の確保を強く要望するものであります。

次に、「町村が自主的・自立的な施策を展開できる、地方分権の推進」について申し上げます。

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図り、新時代にふさわしい地方自治を確立するためには、地方分権を強力に推進する必要があります。実行の段階を迎えた地方分権の歩みを確固たるものとするため、事務・権限の移譲とそれに伴う地方税・地方交付税等、必要な地方一般財源の確保を強く求めるものであります。

次に、「介護保険制度の円滑な導入」についてであります。

明年四月に迫った同制度の施行に向けて、その円滑な導入と、安定的な運営のため、町村の意見を尊重するとともに、国、都道府県がその役割を十分に果たすよう強く求めるものであります。

最後に、「市町村の合併」についてであります。地域住民の意思を十分に尊重するとともに、合併を強制することのないよう強く要望するものであります。

満場の町村長各位のご賛同を賜りますようお願い致します。提案理由の説明を終わります。

緊急にするものであります。

第二は、「安全で魅力ある地域づくりの推進」についてであります。

各種災害から、住民の生命、財産などを守り、豊かで住みよい地域社会を形成するとともに、それぞれの特性を活かした独自の魅力ある地域づくりの推進をはかることは、我々町村長の基本的な政策課題でありますので、国の強力な支援を要望するものであります。

第三は、特別決議の「分権時代に相応しい地方税・地方交付税等の地方一般財源の確保」についてであります。

分権型社会を実現するため、町村の自主財源が必要であります。

このため、国から地方への税源移譲等による地方税源の充実、地方交付税の総額確保等地方一般財源が安定的に確保が図られるよう強く求めるものであります。

第四は、「ペイオフ凍結解除後の公金預金の保護」についてであります。

地方公共団体の公金は、「公共の福祉」を実現するための地域住民の共有財産であります。

不測の事態における公金預金の保護について必要な措置を講じるよう強く要望するものであります。

最後に、「過疎地域活性化のための新過疎法制定」についてであります。

過疎地域活性化特別措置法が失効する明年四月以降について、引き続き総合的な過疎対策を推進するための新たな法律を制定することを要望するものであります。

以上六点について、満場の町村長各位のご賛同を賜りますようお願い致します。提案理由の説明を終わります。

農林漁業・農山漁村対策の一層の充実・強化をはかることが必要であります。

次に、「新基本法農政の着実な推進と漁業基本法の制定を期する」についてであります。

今年の七月に制定されました、食料・農業・農村基本法は、食料自給率の設定や中山間地域に対する直接所得補償制度の導入など二十一世紀へ向けての新しい農政の方向を示しております。

新基本法に基づく今後の地域農政の推進に当たっては、町村の意見を十分に尊重し、若い農業者が希望をもつて農業に取り組むことができる新しい農政を早急に確立することが必要であります。

また、新しい海洋秩序時代に即応し、わが国周辺水域の水産資源を適切に管理するとともに、わが国水産業の振興と漁村地域の活性化をはかるため、漁業基本法の制定を求めるものであります。

以上二点について政府・国会に対して、強く訴えるものであります。

満場の町村長各位のご賛同を賜りますようお願い致します。提案理由の説明を終わります。



全国町村長大会来賓氏名

十二月一日に開催された全国町村長大会には、次の国会議員(来賓あいつつをされた内閣総理大臣衆参両院議長等を除く)の先生方が来賓としてご出席下さいました。衆・参両院議員は二九八名(本人出席者八六名、衆議院議員四〇名、参議院議員四六名、代理出席者二二二名、衆議院議員一六〇名、参議院議員五二名)、他一名でした。来賓の方々のお名前は次のとおりです。(順不同)

本人出席者

(衆議院議員)

(四〇名)

仲村正治 沖繩
熊谷市雄 東北
二田孝治
穂積良行
小島敏男 北関東
蓮実進
水野賢一 南関東
一川保夫 北信越
白川勝彦
橋康太郎
稲垣実男 東海
金子一義
平賀高成
田野瀬良太郎 近畿
越智伊平 四国
西田司
春名真章
森田一
坂井隆憲 九州

岩城光英 福島
佐藤雄平
和田洋子
狩野安茨 城
久野恒一
国井正幸 栃木
井上裕 千葉
浅尾慶一郎 神奈川
中島真人 山梨
鹿熊安正 富山
谷林正昭
岩本莊太 石川
羽田雄一郎 長野
若林正俊
大野つや子 岐阜
山下善彦 静岡
木俣佳丈 愛知
末広まきこ
八田ひろ子
平田耕一 三重
奥村展三 滋賀
河本英典
西田吉宏 京都
大沢辰美 兵庫
服部三男 奈良

(小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

岸宏一 山形
岩城光英 福島
佐藤雄平
和田洋子
狩野安茨 城
久野恒一
国井正幸 栃木
井上裕 千葉
浅尾慶一郎 神奈川
中島真人 山梨
鹿熊安正 富山
谷林正昭
岩本莊太 石川
羽田雄一郎 長野
若林正俊
大野つや子 岐阜
山下善彦 静岡
木俣佳丈 愛知
末広まきこ
八田ひろ子
平田耕一 三重
奥村展三 滋賀
河本英典
西田吉宏 京都
大沢辰美 兵庫
服部三男 奈良

世耕弘成 和歌山
片山虎之助 岡山
亀井郁夫 広島
松岡満壽男 山口
北岡秀二 徳島
真鍋賢二 香川
山内俊夫
森下博之 高知
田浦直長 崎
木村仁熊 本
本田良一
梶原敬義 大分
仲道俊哉
森山裕 鹿児島
岡利定 比例
久世公堯
村上正邦
村上一正 邦
大谷忠志
(その他)(一名)
(全国町村議会議長会会長)

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

金田英行 北海道
佐藤静雄
谷津義男 群馬
林幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
栗原博久
青山丘 愛知
久野統一郎
岩永峯一 滋賀
武村正義
河本三郎 兵庫
相沢英之 鳥取
亀井久興 島根
粟屋敏信 広島
河井克行
河村建夫 山口
岩浅嘉仁 徳島
山口俊一
木村義雄 香川
渡辺具能 福岡
倉成正和 長崎

小選挙区)

小沢一郎 岩手
佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

中山太郎
西田猛
井上喜一 兵庫
谷洋一
奥野誠亮 奈良
高市早苗
滝実
前田武志
岸本光造 和歌山
中西啓介
二階俊博
石破茂鳥 取
竹下登島 根
逢沢一郎 岡山
橋本龍太郎
平沼超夫
村田吉隆
池田行彦 広島
岸田文雄
中川秀直
宮澤喜一
佐藤信二 山口
大野功統 香川
藤本孝雄
関谷勝嗣 愛媛
村上誠一郎
山本公一
中谷元高 知
山本有二
麻生太郎 福岡
太田誠一
古賀正浩

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

佐々木洋平
石川要三 東京
伊藤公介 東京
飯島忠義 神奈川
松本純
中尾栄一 山梨
堀内光雄
高鳥修新 新潟
長勢甚遠 富山
奥田建石 川
瓦力
森喜朗
小川元長 野
小坂憲次
羽田孜
宮下創平
村井仁
棚橋泰文 岐阜
藤井孝男
古屋圭司
武藤嘉文
塩谷立静 岡
原田昇左右
望月義夫
浅野勝人 愛知
伊藤英成
江崎鐵磨
杉浦正健
村田敬次郎
村田憲久 三重
田村憲久 三重
中川正春
藤波孝生
川端達夫 滋賀
谷垣禎一 京都

石井啓一	米田建三	小沢鋭仁	井奥貞雄	甘利明	葉梨信行	武山百合子	植竹繁雄	御法川英文	玉澤徳一郎	菅原喜重郎	今田保典	吉川貴盛	鈴木宗男	佐藤孝行	(比例)	山中貞則	松下忠洋	園田修光	持永和見	江藤隆美	野田毅	園田博之	岩下栄一	宮島大典	虎島和夫	久間章生	原口一博	今村雅弘	山本幸三	山崎拓	原田義昭	自見庄三郎	
東京	"	"	"	南関東	"	"	北関東	"	"	"	東北	"	"	北海道	"	"	鹿児島	"	"	美宮崎	"	"	熊本	"	"	"	長崎	"	佐賀	"	"	"	福岡
小林元	太田豊秋	阿部正俊	市川一朗	高橋令則	椎名素夫	山崎力	田名部匡省	中川義雄	(五二名)	(参議院議員)	東順治	林田彪	衛藤晟一	岩田順介	平林鴻三	林義郎	能勢和子	谷川和穂	櫻内義雄	石橋大吉	目片信	原健三郎	穀田恵二	近江巳記夫	坂口力	川崎二郎	村山達雄	坂本三十次	桑原豊	藤田幸久			
茨城	福島	山形	宮城	"	岩手	"	青森	北海道	"	"	"	"	九州	"	"	"	"	"	中国	"	"	"	"	畿	"	東海	"	"	"	"	北信越		
阿曾田清	松谷蒼一郎	陣内孝雄	岩永浩美	吉村剛太郎	田村公平	高橋紀世子	林芳正	菅川健二	加藤紀文	景山俊太郎	青木幹雄	常田享詳	鶴保庸介	谷川秀善	鈴木政二	竹山裕	鈴木正孝	北沢俊美	山崎正昭	松村龍二	吉川芳男	石渡清元	倉田寛之	岩瀬良三	富樫練三	佐藤泰三	山本一太	中曾根弘文	上野公成	矢野哲朗	岩崎純三		
本	崎	"	賀	岡	知	島	口	島	山	"	根	取	山	阪	知	岡	岡	野	"	井	潟	川	"	葉	"	玉	崎	"	馬	"	木		
本	田	(参議院議員)	若松謙維	米田建三	吉田治	山本孝史	山元勉	三ッ林弥太郎	永井英慈	中村正三郎	玉澤徳一郎	島村宜伸	木幡弘道	金田誠一	小沢鋭仁	岡部英男	近江巳記夫	上田清司	安倍基雄	(祝電・メッセージ)	渡辺秀央	日笠勝之	月原茂皓	小山孝雄	海野義孝	岩佐恵美	入澤肇	市田忠義	長峯基宮	三浦一水			
																																	本



全国町村長大会要望

十二月一日開催の全国町村長大会に参集した町村長は、地方財源の充実強化と町村財政基盤の確立」など七項目の決議、「町村が自主的、自立的な施策を展開できるような地方分権の推進」など六項目の特別決議、「市町村合併に関する緊急決議」、「固定資産税に関する緊急決議」を決定し、四十三項目にわたる要望を採択した。

これら、決議、要望の速やかな実現を期するため、平成十二年度政府予算の本格的な編成期を迎えて、全国町村では政府予算対策本部を中心に、全国の町村長は各都道府県ごとに関係の深い国会議員や政府要路に対し、有効かつ適切な方法によって、強力な実行運動を展開することとなった。

要望の全文は次のとおり。

一、地方分権の推進

二一世紀を目前に控えた今日、変貌する内外の社会経済情勢の下で、わが国は大きな構造的変革を迫られており、地方分権の推進は、現下の極めて重要な課題である。

よって、国は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」を円滑に施行するとともに、次の事項を実現されたい。

一、事務・権限の移譲および補助金の廃止に伴う町村の財政負担については、地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な措置を的確に講じること。

二、今後、一層の事務・権限の移譲を

推進すること。

三、権限移譲の「受け皿」整備の見地から市町村の合併を強制することのないよう十分留意すること。

四、平成十二年七月に法期限を迎える「地方分権推進法」を延長すること。

二、町村財政基盤の強化

町村は、自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、厳しい条件下の農林水産業の振興等、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

一、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」を円滑に施行するとともに、地方分権推進計画を基に、事務・権限の移譲および国庫補助負担金の廃止に伴う町村の財政負担にあたっては、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなどの確な措置を講じること。

二、地方交付税制度の充実強化

(1) 町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。

(2) 税源の偏在による財政力の是正および一定の行政水準の確保をはかるため、財政調整機能は、極めて重要であるので、基準財政需要額の算定にあたっては、町村のもつ役割を十分考慮し、実態を的確に反映したきめ細かい財政需要の算定をはかり、町村への傾斜配分を強化すること。

(3) 地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするためにも、国の一般会計を経由せず、交付税特別会計に直接繰り入れること。

(4) 町村の公債費負担が増高していることにかんがみ、元利償還金に対する地方交付税算入率の引上げおよび対象事業の拡大をはかること。

三、公共事業等にかかる補助負担率の恒久化に伴う地方負担については、引き続き適切に措置すること。

四、低水準にある町村の重点的、計画

的な社会資本整備のための公共投資については、国庫補助事業および地方単独事業にかかる地方負担所要財源を十分確保すること。

五、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、税源移譲などにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、町村税源の充実強化をはかること。

(2) 個人住民税は、町村における、負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的にその充実ははかるよう措置すること。

(3) 地方法人課税に関しては、町村にとつて重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合の適正化をはかること。

(4) 固定資産税については、平成十二年度の評価替えに伴う税負担の調整措置については、固定資産税が収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、その安定的確保がはかられるよう、特に配慮すること。

(5) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しているとともに、その一〇分の七が関係市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野の多い

町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、本税の充実、確保をはかること。

(6) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化をはかること。特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特別措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(7) 軽自動車税の各標準税率を引き上げること。

また、軽自動車税のうち原動機付自転車については、課税の在り方等について実態に見合った見直しを行うこと。

(8) 入湯税の税率を引き上げること。

(9) 遅れている町村道等の整備を促進するため、道路特定財源については、町村への配分割合を引き上げるなど、道路財源の充実強化をはかること。

(10) 特別地方消費税について、平成十一年度末の廃止にともなう減収分については、地方税の拡充等により確保すること。

(11) 個人都道府県民税にかかる徴収取扱費交付金の増額をはかること。

(12) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の早期成立をはかること。

六、地方債の充実改善

(1) 政府資金および公庫資金等、優良な資金による所要総額を確保するとともに、融資条件等の改善をはかること。

(2) 平成十一年度をもって失効する過疎地域活性化特別措置法については、

新たに法律を制定するとともに、過疎債についても所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 高利の政府資金については、引き続き繰上償還を認めるとともに、対象団体、対象債の拡充をはかること。

また、借り換えについても検討すること。

(4) 公庫資金については、繰上げ償還および借換債の拡充をはかること。

(5) 道路改良事業の弾力的運用をはかることとし、町村道整備にかかる起債対象範囲を拡大すること。

七、第三セクター等の経営の状況にかんがみ、今後の社会経済情勢の変化に対応したあり方についての指針が策定されたところであるが、さらに運営改善のための所要の措置を講じること。

八、コンピュータ西暦二〇〇〇年問題については、財政措置をはじめ危機管理の徹底等各般にわたり、住民生活に支障の生じないよう、適切な措置を講じること。

九、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村および人口急増町村等に対し、地域の实情に即した財政措置を講じよう、特に配慮すること。

三、国・地方間の財政秩序の確立

地方公共団体の自主性・自立性を高め、財政運営を健全化するため、地方分権推進計画を基に、国庫負担金および国庫補助金の区分に応じて整理合理化、運用・関与の改革等を一層はか

ていく必要がある。

よって国は、次の措置を実現された

一、地方分権推進計画を基に、国庫補助金等の整理合理化を一層推進するとともに、事務・権限の移譲にあたっては、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなどの確な措置を講じること。

二、類似目的を有する国庫補助金等については、地方の实情に即し自主的、弾力的に運用できるよう、統合・メニュー化を促進すること。

また、具体的な事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができる統合補助金を創設すること。

三、地方超過負担を完全解消するため、次の措置を講じること。

(1) 国庫補助負担金の単価の適切な改定、対象数量の是正、対象範囲の拡大等。

(2) 適切な標準設計、標準仕様が設定されていない施設整備費について早急な設定と単価積算の基礎および補助対象範囲等の明確化。

(3) 国庫委託金について実所要額の措置。

四、国庫補助金等で整備した施設の耐用年数について、弾力的に運用すること。

五、国庫補助金等で整備した施設について、住民のニーズに応じた有効利用をはかるため、自主的な判断により当初目的以外の用途に有効活用・転用できるよう、制度・運用の改善をはかること。

六、国庫補助金等の事務手続の簡素合理化をはかるとともに、早期決定・早期交付を行うこと。

四、ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護

現在、国においては、平成十三年四月に予定されているペイオフ凍結解除に向けて、預金保険制度の枠組みについて幅広く検討が進められている。ペイオフ凍結解除が予定どおり行われると、地方公共団体の公金預金は、特段の保護措置がない状態となる。

殆どの地方公共団体では、地域経済対策としての地元金融機関の活用や、中小企業等への制度融資にかかる預託等、安全確実という基準だけで預入先を選択することが困難な状況にある。

仮に、預入先の金融機関が破綻し、公金預金が喪失した場合、特に財政基盤が脆弱な町村にとっては直ちに財政破綻につながることもあり、町村としての行政執行に支障を生じ、住民生活に重大な影響を与えるだけでなく、住民の共有財産の喪失として多大な損失となる。

よって国は、金融機関の健全性の確保、情報開示の徹底等金融環境の整備を推進するとともに、ペイオフ凍結解除にあたっては公金預金の保護について、必要な措置を講じること。

五、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展を

はかることが基本である。国土総面積の七十二%を占める町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、二十一世紀に向けて全国それぞれの地域が特性を生かした適切な役割を担っていきけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、先の大震災等の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることにも配慮すべきであり、

よって、国は次の事項を実現された

一、二十一世紀の国土のグランドデザイン」を効果的、かつ着実に推進するため、戦略推進指針に基づき、四つの戦略の推進のための指針を速やかに策定し、その推進に努めるとともに、策定された指針が町村をはじめ、国土づくり、地域づくりを担う多様な主体に広く理解・活用されるよう、戦略の推進状況を適切に把握しつつ、必要な措置を講じること。

また、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

二、災害に強い国土づくりのために、も長期的視点に立って人口および産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

三、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限の移譲および財政措置の充実強化をはかるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な支援策を講じること。

四、農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、美しいむらづくりを推進するとともに、農林漁業振興対策等、各般の施策を拡充強化し、総合的、計画的に推進すること。

また、都市や農山漁村等の広域的交流・連携を促進すること。

五、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。

六、高規格幹線道路および空港等、高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大にかんがみ、地方空港の整備を積極的に推進すること。

七、整備新幹線の整備については、国土の均衡ある発展を図り、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

八、情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を促進すること。

特に、電気通信格差是正事業の拡充等により、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動体通信、CATV等の高度情報通信基盤の整備を推進すること。

九、港湾整備事業は、豊かで活力ある

地域づくりをはかるうえからも重要であることにかんがみ、第9次港湾整備七箇年計画を着実に推進すること。

十、第六次海岸事業七箇年計画を着実に推進すること。

十一、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村に対する振興施策を積極的に推進すること。

六、地域活性化対策の推進

国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要があるので。

よって、国は次の事項を実現された

一、町村が自主的・主体的に取り組む地域づくりを推進するため、ふるさと関連施策を充実すること。

特に、地域が創意に基づき「人づくり」「地域経済再生」等に主体的かつ総合的な取り組みを行うことができるよう、地域活力創出プラン関連事業を推進すること。

二、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの持つ国土保全、水源涵養等の公益的な機能の重要性にかんがみ、これら特定地域に対する振興施策を推進するため、特別な財政措置を講じること。

三、地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備と利活用の促進をはかるとともに各種活動への住民参加の促進対策等を強力に支援する

こと。

四、農山漁村地域が果たしている公益的役割の見地から、後継者の育成・確保、定住促進対策等の取組を支援するため、国土保全対策事業を充実すること。

五、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う厳しい影響と人口の減少や高齢化などにより、地域活力の低下している農山漁村地域の活性化と農林漁業の体質強化をはかるため、地域の自主性、主体性ならびに事業実施計画等を尊重しつつ、農山漁村関連施策および農林漁業振興対策を強力に推進すること。

六、情報通信格差の是正をはかるとともに、高度情報通信社会の進展に対応した地域の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報拠点施設およびCATV等の高度情報通信基盤の整備等を推進すること。

七、地域住民が不便なく情報化の成果を利用することを可能にする町村の取組を推進するとともに、複数の町村が行う情報システムの共同開発事業に対して支援すること。

八、地域産業創造対策の充実および経済停滞地域等に対する経済対策を推進するとともに、財政措置をはじめ税制および金融上の措置を拡充すること。

また、地域雇用開発等促進法等について弾力的な運用をはかること。

九、国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・国際協力事業および在日外国人に関する対策等について財政措置を充実すること。

十、総合保養地域整備法によるリゾート

ト地域の整備にあたっては、自然や生態系に充分配慮しつつ、町村の活性化をはかる見地に立つて、総合的かつ機動的に推進すること。

十一、人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設など緊急に整備する必要があるため、その事業量を確保し、地域の実態に即するよう財政措置を強化すること。

七、子育て支援対策の推進

わが国においては、近年の著しい少子化の中で、子ども同士のふれあいの減少などにより、子どもの自主性、社会性が育ちにくく、また、社会保障費用にかかる現役世代の負担の増大、社会の活力の低下等への影響が懸念される状況にある。このため子ども自身が健やかに育つていける社会、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくり等の強力な推進が求められている。

よって、国は子育て支援のための対策を総合的、計画的かつ緊急に推進すること。

八、社会福祉対策の推進

夫婦共働き世帯の一般化、核家族化の進行等に伴い、家庭における保育機能や介護機能が低下してきている。このため、地域住民のニーズに対応した保育制度の充実および障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくり等の推進が課題となっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 一、児童福祉対策等の推進
- 二、保育制度の充実

ア、「緊急保育対策等5か年事業」の終了に伴う、新たな保育対策事業を策定すること。

イ、保育所運営費の基準の改善をはかるとともに、特別保育にかかる財政措置を充実すること。

ウ、保育制度にかかる国の財政負担を地方へ転嫁しないこと。

(2) 児童健全育成対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 保育所、幼稚園の連携強化および施設の総合化をはかること。

(4) 母子、父子家庭対策を充実すること。

(5) 乳幼児にかかる医療費の無料化を制度化すること。

二、障害者保健福祉対策の推進

(1) 障害者プランを着実に実施すること。

(2) 障害者保健福祉対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 身体障害者更生援護施設にかかる措置費基準の改善をはかること。

(4) 障害者スポーツの振興をはかること。

三、社会福祉協議会等の充実

(1) 市区町村社会福祉協議会の活動費にかかる財政措置を充実すること。

(2) 民生(児童)委員の活動費にかかる財政措置を充実すること。

九、義務教育施設等の整備促進

二十一世紀を間近に控え、わが国を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともにたくましく育成するため、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、義務教育施設等整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

二、学校給食については、地域の実情に即した給食施設及び設備にかかる財政措置を充実するとともに、米飯給食に対する財政措置を講ずること。

また、集団食中毒対策の充実・強化をはかること。

三、学校図書館図書整備に対する財政措置の充実をはかること。

四、小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

五、心豊かなゆとりある教育の実現をするため、学習指導要領の改訂を図ること。また、少人数教育を促進するため、一学級定数基準を緩和すること。

一〇、青少年の健全育成対策の強化

二十一世紀を担う青少年の健全育成のため、家庭、学校ならびに地域社会が一体となって強力に推進する総合的な対策が必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。

市町村長特別セミナー受講者募集中

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)では、平成十二年一月十一日(火)・十二日(水)の両日、「新年度の政策と予算」を重点テーマとし、著名な講師を迎え、左記により市町村長特別セミナーを開講いたします。

現在、定員に若干の余裕がありますので、受講希望の方は、十二月二十四日(金)までに市町村アカデミーへ直接お申込ください。

なお、市町村長に限らず、助役、収入役の方も受講できます。

一、日 時 記
平成十二年一月十一日(火) 十二時三十分から
" 十二日(水) 十二時三十分終了

二、講演 「男女共同参画社会の構築に向けて(財)横浜市女性協会理事長 有馬真喜子氏、二〇〇〇年日本経済の展望」大阪大学副学長兼大学院経済学研究科教授 本間 正明氏、

「地方財政の展望」自治省財政局長 嶋津 昭氏、「村おこし・町づくり」地域振興コンサルタント 新藤健一郎氏

三、参加費 一〇、〇〇〇円(宿泊費、食費、図書資料を含む)

四、申込締切 十二月二十四日(金)(定員を超えた時には、お断りする場合があります) 申込書受理後、決定通知に併せて、必要なご連絡をいたします。

五、申込及び問合せ先 市町村アカデミー研修部

〒二六一・〇〇二五

千葉市美浜区浜田一丁目一番

電話 〇四三二二七六三二二六

FAX 〇四三二二七六一五二五

二、学校生活におけるいじめや、非行等の問題行動が多発している現状にかんがみ、生徒指導の充実強化、その他児童・生徒を健全に育てるための心の教育を一層推進すること。

一一、生涯学習等の振興

人々がいつでも、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心にゆとりと潤いのある生涯を送れるようそれぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 一、生涯学習振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。
- 二、生涯スポーツの普及振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。
- 三、史跡等文化財保護に対する財政措置を充実すること。

一二、老人保健福祉対策の推進

高齢社会の到来を踏まえ、新たなシステムに対応した基盤整備を計画的に推進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを強力に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 一、老人保健対策の推進
- (1) 老人医療費に対する国の負担割合

を拡充すること。

(2) 老人医療費拠出金の算定にかかる老人加入率の上限を撤廃すること。

また、退職者にかかる老人医療費拠出金の全額を退職者医療制度で負担すること。

(3) 老人保健事業にかかる財政措置を充実すること。

(4) 介護老人保健施設については、町村が必要とする事業量を確保するとともに財政措置を充実すること。

二、老人福祉対策の推進

(1) 養護老人ホーム等にかかる措置費基準の改善をはかること。

(2) 在宅福祉施策及び老人福祉施設については、町村が必要とする事業量を確保するとともに地域の実情に応じた整備ができるよう財政措置を充実すること。特に、小規模特別養護老人ホーム等の設置基準等の緩和をはかること。

(3) 高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

三、痴呆性老人に対する総合的対策の推進をはかること。

一三、介護保険制度の円滑な導入

高齢化が著しく進行する我が国において、高齢者介護は喫緊の課題であり、国、都道府県、市町村が一丸となって取り組むことが何よりも重要である。

町村においては、平成十二年四月からの介護保険制度施行に向けて懸命に努力しているところであり、同制度を円滑に導入し、かつ安定的に運営するためには、町村の意見を尊重することはもとより、国、都道府県がその役割を十分に果たすことが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、保険者について

市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には、公平、公正かつ、より効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

二、保険料について

(1) 低所得者に対する保険料については、減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

(2) 事務の効率化のため、第一号保険料にかかる特別徴収の対象範囲を拡大すること。

(3) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険の収納低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。

三、財政調整について

(1) 国の負担二五%のうち五%が調整財源とされているが、調整財源については二五%の外枠とし、必要額を措置すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は、

国及び都道府県の負担とすること。

四、要介護認定について

(1) 公平、公正な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部ならびに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会委員の研修及び訪問調査員等の研修を充実すること。

(3) 認定審査会委員報酬及び調査業務委託料については、実態に応じた基準額を設定すること。

五、介護報酬について

介護報酬の設定にあたっては、地域の実情を十分考慮するとともに、介護報酬の特別地域加算に係る影響額については、利用者負担を含め財政措置を講じること。

六、利用者負担について

低所得者に対する利用料負担については、減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

七、家族介護に対する評価について

(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め、支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準における、訪問介護に従事する時間の規制二分の一要件は削除すること。

八、サービス提供事業体等について

(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を確立するとともに、十分な財

- 政措置を講じること。
- (2) 市町村特別給付については、法律、政省令等によって関与しないこと。
 - 九、介護基盤の整備について
 - (1) 市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については、人材の育成・確保等にかかる支援策を含め十分な財政措置を講じること。
 - (2) 介護療養型医療施設の入所定員数が、市町村の保険料水準に及ぼす影響が大きいことに鑑み、都道府県が行う同医療施設の指定にあたっては、市町村介護保険事業計画が十分反映されるよう措置すること。
 - (3) 介護支援専門員の地域的偏在等についての対応策を講じるとともに、研修を充実すること。
 - (4) 要介護認定において自立等と判定された現行福祉サービス受給者については、継続的な措置がとられるよう財政措置を講じるとともに、介護保険施設からの退所者等にかかる受け入れ体制の整備等について、十分な財政措置を講じること。
- 一〇、事務費について
- 市町村における介護保険の事務の執行については、所要人員を含め事務内容を早急に示すとともに、十分な財政措置を講じること。
- 一一、その他
- (1) 政令および省令等に委ねられる事項については、その内容を明らかにした上で、市町村の理解と納得を得て規定すること。
 - (2) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を行うこと。
 - (3) 第一号保険料の算定にあたっては、税情報等が必要となるため、関係法令において情報提供が可能となるよう対処すること。
 - (4) 介護保険制度の施行時において、特別養護老人ホーム等の運営に支障が生じることのないよう、つなぎ資金の融資制度等を創設すること。
- 一四、地域保健医療対策の推進**
- 急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。
- よって、国は次の事項を実現されたい。
- 一、地域保健の充実
 - (1) 母子保健事業が円滑に実施できるよう財政措置を充実すること。
 - (2) 予防接種が集団接種から個別接種になったことに伴うワクチン代の高騰に対処し、予防接種事業にかかる財政措置を充実すること。
 - (3) 保健婦、助産婦、栄養士等の養成、確保をはかるとともに地域の実情に応じて配置できるよう財政措置を充実すること。
 - (4) 市町村保健センターの運営および施設整備にかかる財政措置を充実すること。
- 二、地域医療体制の充実
- 自治体病院の経営健全化対策および



生活習慣病の予防に
「マンガ健康BOOK」発行
—生活習慣病を予防するために—

二十一世紀の健康づくり対策として「健康日本21計画」がいよいよ今年から全国的に展開されます。少子、高齢社会をひかえて病気がや寝たぎりの少ない社会をめざして、日本健康倶楽部では、生活習慣病の予防を普及推進するため、厚生省の監修を得て小冊子「マンガ健康BOOK」を発行しました。

内容は、日頃の食生活、運動、ストレス、飲酒、喫煙等の知識や情報を興味深くマンガで見て憶えてもらい、日頃の生活習慣を見直す契機とするものです。

各町村でのイベントや成人式等の記念品や資料として同冊子を幅広くご活用願います。住民の皆さんの健康づくりに是非お役立て下さい。

冊子はポケットサイズの24頁カラー印刷。単価100円(税込)。表紙

- には町村名の印刷もいたします。「問い合わせ・申込み先」
社団法人日本健康倶楽部
東京都千代田区平河町二五二
TEL 〇三三三八八〇一〇一
FAX 〇三三三八八〇一六〇
- 内 容 —
- プロローグ 20歳から健康づくりも自己責任
 - 運動 運動は、ウン、どうだ
 - 食事 健康上手は食べ上手
 - ストレス 貯金はたまらなくてもストレスはたまる
 - お酒 百薬の長のお酒もほどほどに
 - タバコ タバコやめられますか？
 - 肥満 肥満は大敵
 - 骨 骨まで愛そう
 - 歯 ハハハ、と笑いごとではすまない歯
 - 早起き 早起きは、こんなにいい
 - 健康診断 健康チェックで病気を予防
 - エイズ エイズは人ごとではない

び施設整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 看護職員の養成、確保をはかるとともに、財政措置を充実すること。

(3) 国立病院・療養所の統廃合、経営移譲等については、地域の医療に支障をきたさないよう地元町村と十分協議すること。

三、へき地診療所等の運営、医師および看護婦の確保ならびに施設整備等にかかる財政措置を充実すること。

四、救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターにかかる財政措置を充実すること。

一五、国民健康保険制度の抜本的な改革の実現

国民健康保険制度は、被用者保険に比べ低所得者層が多くさらに老人加入率が高い等その構造的な体質のため、財政的に脆弱であるうえに、医療費の増高等により保険料(税)の負担および一般会計からの繰入れはすでに限界に達するなど制度の維持運営に支障をきたしている。

よって、国は次の事項を実現された

一、各種医療保険制度間における負担と給付の公平化をはかるため、医療保険制度の一本化を早急に実現すること。

なお、一本化にあたっては、国、地方団体、民間等の役割分担を明確にし、保健、医療、福祉の諸制度が相互に連携し合い、一貫した運用ができる制度

を確立すること。

二、慢性期医療等に対する包括払いの積極的な活用等診療報酬制度を見直すとともに、薬価基準制度を抜本的に改正すること。

三、国保財政の健全化及び保険料税(負担)の平準化に資するため、新たな国庫負担措置を講ずること。

一六、食料・農業・農村基本法に基づく新たな地域農政の推進

二十一世紀における国民食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の発揮等を実現するため「食料・農業・農村基本法」に基づく新たな地域農政を推進し、生産性の高い地域農業と活力ある農山村を実現することが必要である。

このため、食料・農業・農村基本法に基づく制度の創設等に当たっては、次の事項を盛り込むこと。

一、食料自給率の設定に当たっては、現在の自給率水準の向上をはかるとともに、総合的な生産振興対策を確立すること。

二、中山間地域等直接支払制度の実施に当たっては、交付金単価を確保するとともに地域指定、集落協定の承認、対象行為の確認等に係わる町村の事務をできるだけ簡素化し、地元町村に過重な負担がかからないようにすること。

三、優良農地を確保するため株式会社等の農地取得に当たっては、土地投機等が行われることのないよう株式譲渡の

制限や事業要件等に必要な条件を設けるなど十分な措置を講ずること。

また、地域の土地利用計画の策定等に係る町村長の権限を強化すること。

四、意欲ある担い手の確保・育成と新規参入を促進するための農業就業者の所得、社会保障、年金等の身分保障制度を確立すること。

五、次期WTO交渉に当たっては、農業の有する多面的機能や食料安全保障の重要性に配慮した新たな国際ルールを実現するとともに国内生産に支障の生じる恐れのある関税の引き下げ等は行わないこと。

また、関税化に移行した米については、稲作農家の経営に影響のないよう関税水準を維持すること。

一七、農業対策の充実強化

わが国の農業・農村は国際化の一層の進展、過疎化・高齢化の進行等大変厳しい状況にある。このような状況において、「食料・農業・農村基本法」に沿った対策を推進し、来るべき二十一世紀において安定した足腰の強い農山村の構築を早急に実現する必要がある。

平成十二年度の予算編成に当たっては、「経済新生特別枠」の活用を始め、農業・農山村対策をさらに充実する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

一、米の需給改善と価格安定対策の推進

(1) 次期生産調整対策については、生産者団体が主体的に推進する体制を確

立すること。

(2) 米の生産数量・作付面積については、地域の米生産の実態と意向が反映できるものとする。

(3) 麦、大豆等の本格的生産を定着させるための新たな助成体系を確立するとともに、地域特産物にも同様の助成を行うこと。また、とも補償制度については、生産者が参加しやすい仕組みとすること。

(4) 稲作農家の経営の安定をはかるため、米価が下落した場合の稲作経営安定対策を強化すること。

(5) 次期生産調整対策に係る町村の事務を簡素化すること。

(6) 自主流通米価格の安定をはかるため次の措置を講ずること。

ア、米の在庫水準を改善するため、ミニムムアクセス米および過剰となる在庫米については食料不足の諸外国への援助米・飼料用米に活用する等の措置を拡大すること。

イ、最近の米消費の実態を踏まえ、新規用途の開発等、国産米の消費拡大対策を強化すること。

(7) 平成十二年産米の政府買入価格は、地域農業の安定をはかるため、生産費等地域の生産条件を十分反映したものとすること。

二、UR合意関連対策の着実な推進
国際化の進展に対応し、早急に国際競争に耐えうる地域農業の体質強化と活力に満ちた農山村の建設をはかるため、「UR合意関連対策」を着実に推進すること。

なお、UR合意関連対策の事業内容、期間が見直されたことに伴い、事業実

施に当たっては地域の自主性、実施計画等を尊重し、画一的な運用を避け、地域の実情に応じて弾力的に実施できるような措置するとともに、事業実施に必要な予算の確保に努め、町村等の事業負担の軽減に配慮すること。

特に、中山間地域に対する施策について積極的に支援すること。

三、地域農業の体質強化と経営構造対策の推進

(1) 地域農業の担い手の育成・確保

ア、認定農業者の確保と経営改善をはかるため、スーパーL資金の融資枠を拡大するとともに、意欲と経営能力に優れた新規就農者の育成・確保をはかるため就農支援資金を拡充すること。

また、認定農業者を核とした地域農業の構築と認定農業者の経営改善に資するため「経営改善支援活動事業」を拡充すること。

イ、集落営農を育成するため「集落営農経営確立支援事業」を創設すること。

ウ、女性の農業経営に参画する機会の確保と高齢農業者が生きがいを持つて農業活動を行うことができる環境を整備すること。

エ、担い手への農地流動化を推進するため町村が農地流動化目標を定め、これを地域全体で推進する「農地流動化地域総合推進事業」を創設すること。

(2) 新たな経営構造対策の推進

「地域農業基盤確立農業構造改善事業」に関する予算を確保するとともに、効率的・安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を実現する

ため、①総合メニュー方式による生産・流通・加工等施設の整備②新規就農を促進するための研修施設等の整備③リース対象施設の拡充④女性・高齢者の支援施設等の整備―を内容とした新たな経営構造対策を創設すること。

(3) 農業基盤整備の推進と土地改良負担金の軽減

生産性の高い地域農業を確立するため、平場地帯など条件に恵まれた地域で大区画ほ場整備等の高生産性農業基盤整備を推進すること。

なお、土地改良負担金の農家負担の一層の軽減をはかるとともに、受益者負担のない場合は土地改良法に基づく同意を要しないよう法手続きを簡素化すること。

また、土地改良事業に係る施設および広域営農団地農道の維持管理費の助成を拡充するとともに、国営かんがい排水事業により建設された施設は国が管理すること。

(4) 農業者年金制度の改善

農業の担い手の確保、経営移譲の円滑化、農業者の生涯所得の確保の観点から長期的に安定した新しい制度を構築すること。

(5) 耕作放棄地の増大等に伴う農林地の保全・管理対策の強化

農山村地域における過疎化並びに高齢化の進展に伴い、近年、離農農家、不在地主の増大等により、耕作放棄農地や放置森林等が増加傾向にある。

このため、中長期的視点に立つて以下の措置を講じること。

ア、耕作放棄農地、放置森林等の維持管理等を行う町村、公社、第三セク

ターへの経費助成の拡充

イ、受け手のない優良農地、不在地主の農地、離農跡地を町村および農地保有合理化法人等が取得し、意欲ある担い手に引き継ぐまで維持管理する制度の創設と必要なd煩ユ措置

ウ、相続に伴う農林地の粗放化、細分化防止のための特例措置として耕作および管理できないものについては、町村又は農協等が買取り管理する制度の創設

エ、農業公社、関係法人等の設立並びに耕作農地確保の場合の事務手続きの簡素化

(6) 農地利用規制等の改善

農業委員会の見直しをさらに進めるとともに、土地開発公社が公共事業用地のために農地を取得する場合には、市町村と同様、「農地の転用の制限の例外」とすること。

四、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備

(1) 農山村地域活性化対策の総合的推進

自然的、経済的に不利な条件下にある農山村地域において若者が定住する条件を整備するためには、農林業を基幹産業とした多様な産業の総合的振興等就業、所得機会の拡大をはかる施策の実施が必要であり、特に中山間地域において採択条件の緩和、補助率の引上げ、負担金対策、貸付け金利引下げ等の特例措置を講じること。また、「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を拡充すること。

(2) 農山村の生活文化環境整備の促進

農山村地域の生活環境の整備および

快適な農山村社会を建設するため、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路(基幹道路、生活道、農道、林道など)、集落排水施設、下水道、合併処理浄化槽等排水処理施設、医療、教育文化、福祉施設等生活文化環境の整備を促進する事業を拡充・強化することとし、農業集落排水施設の整備については、都道府県による代行制度を創設すること。

特に、情報化の都市との均衡ある発展をはかるため、地域住民への映像情報を提供する事業を拡充すること。

(3) 農山村と都市との交流の推進

農山村地域の活性化や都市と農山村の共生をはかるグリーンツーリズムの一層の推進をはかるため、「都市農村交流対策事業」を創設すること。

(4) 地方財政措置の拡充

地域の自主性・創意工夫を活かしつつ、地域の活性化をはかるため、「農山漁村関連施策」および「国土保全対策」を拡充すること。

また、一般公共事業債の対象範囲の拡大等町村に対する財源対策の拡充・強化をはかること。

(5) 農業生産・流通体制の総合的推進

農業生産総合対策事業の創設等
 麦・大豆等の土地利用型作物の生産の定着・拡大等による国内農業生産の維持・増大等をはかるため農業生産総合対策事業を創設すること。

また、近年の有機食品に対する消費者の関心の高まりに対応し、環境保全型農業を総合的に推進するとともに有機農産物および特別栽培農産物の認証制度の確立をはかること。

(2) 畜産振興総合対策事業の創設等

酪農および肉用牛経営の安定と健全な発展をはかるため、酪農・肉用牛ヘルパー制度の充実、家畜排せつ物の利用促進・処理施設の整備、肉用子牛等対策の強化、借入金の負担を軽減するための支援措置等の畜産振興総合対策事業を創設すること。

また、海外悪性伝染病の侵入防止対策の一層の強化をはかること。

(3) 農業生産資材対策の推進

農産物の生産コスト低減対策の一環として、農業機械の効率的再利用の推進、肥料費及び農業費の低減の促進、機械化に適應できるバイオ苗の効率的な生産・流通の促進、さらに中山間地域の農業の活性化をはかるため、地域特産物の特性等に適した農業機械の開発をはかること。

また、農業用廃プラスチックの回収促進がはかられるよう処理経費軽減等の施策を充実すること。

(4) 農業共済制度の見直し

農業災害補償制度の改善に当たっては、農産物の生産部門と災害補償部門の一本化について検討するなど組織の簡素合理化に努めるとともに品質低下等に伴う収入減少も対象にする等農業者の経営安定に資するものとする。

(1) 地域食品振興対策の充実

ア、多様な消費者ニーズに対応し、地場食品加工産業の育成とふるさと食品の高付加価値化、販路の拡大等をはかること。

(2) 食品流通の構造改革の推進

ア、輸送技術、貯蔵技術の改善等による低コスト・省力化等食品流通の構造改善対策を積極的に推進すること。

(3) 消費者の適正な食品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、新たな品質管理システムであるHACCP(危害分析重要管理点)方式の導入等をはかること。

(4) 農業技術の開発と普及等

中山間地域資源を活用した農業技術の開発等地域の特性に応じた農業に関する技術の開発・普及を推進すること

に環境保全型農業の確立に資する研究開発を強力に推進すること。

イ、農村地域に立地している農林水産関係加工産業は規模が小さく経営が不安定であるので、その体質強化、経営の安定等をはかるための施策を充実すること。

(2) 食品流通の構造改革の推進

ア、輸送技術、貯蔵技術の改善等による低コスト・省力化等食品流通の構造改善対策を積極的に推進すること。

(3) 消費者の適正な食品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、新たな品質管理システムであるHACCP(危害分析重要管理点)方式の導入等をはかること。

(4) 農業技術の開発と普及等

中山間地域資源を活用した農業技術の開発等地域の特性に応じた農業に関する技術の開発・普及を推進すること

に環境保全型農業の確立に資する研究開発を強力に推進すること。

(1) 平成十一年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立補助金等に係る特別措置(個人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳)の創設(所得税、法人税)

(2) 平成十二年度以降の一般農地に対する負担調整措置の創設(固定資産税)

(3) 相続税・贈与税の納税猶予制度の適用対象農地等を借り換えした場合に、当該納税猶予を継続する特別措置の創設(相続税、贈与税)

(4) 次の特別措置の適用期限の延長
 ア、農業者年金基金法に基づく離農給付金の非課税(所得税)
 イ、農業委員会のあつせん等により

土地を取得した場合の課税標準の特例(不動産取得税)

一八、森林・林業対策の推進

わが国の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。森林の有する多面的機能を維持するためにも、森林の整備、地域林業の振興、山村の活性化をはからねばならない。また、森林法の一部改正、国有林野事業の改革により、町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担うこととなった。平成十二年度の予算編成に当たっては、「経済新生特別枠」の活用を含め、森林・林業対策をさらに充実する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された。

一、地域における森林整備体制の確立

(1) 町村の役割が強化された「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村への財政措置を拡充するとともに、要員の確保をはかること。

(2) 地域における森林整備を円滑に推進するため、「森林・山村対策」の事業内容の一層の充実・整備を行うこと。

また、「国土保全対策」における森林づくりの担い手対策、公有林化、間伐の推進および里山林等の保全に必要な財政措置を強化すること。

(3) 町村における森林・林業行政の充実

実をはかるため、地方交付税において測定単位を森林面積とする「森林・林業行政費」を新設すること。

また、投資的経費の補正要素に「林道延長」を加味すること。

(4) 民有林の造林意欲を喚起するため、「公費造林」制度を創設し、町村負担に対する財政措置を講じること。

(5) 下流域の地方公共団体が水源維持等のため、上流域の森林整備経費等を負担する場合の財政措置を充実すること。

二、森林基盤整備の推進

(1) 「森林保全整備事業」、「森林環境整備事業」、「治山事業」など森林基盤整備に必要な予算を確保するとともに、温暖化防止等への取り組みを強化すること。また、水源林造成事業の緊急かつ計画的な整備を推進すること。

(2) 「第二次森林整備事業計画」に基づく森林の保全整備、環境整備を計画的に推進し、必要な予算を確保すること。

(3) 「第九次治山事業七箇年計画」に基づき治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進し、必要な予算を確保すること。

(4) 木材関連産業の基盤整備を促進し、林業の活性化と地域の振興をはかるため、大規模林業圏開発林道事業を推進すること。

また、林道等の新設・改良を行う場合の財政措置を拡充するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。なお、作業路の開設事業については多額の経費を必用とするので、一般林道に準ずる助成措置を講じるとともに、災害復旧に係る補助制度を検討すること。

三、適切な森林の保全管理対策の拡充

(1) 「緊急間伐総合対策」により、間伐の遅れを解消し、森林の機能回復をはかること。

(2) 松くい虫等の森林病害虫防除制度を強化するとともに、地域の主体的な取り組みを支援する措置を講じること。

(3) 野生鳥獣と人間との共生を基本とした抜本的な鳥獣被害防除対策を確立するとともに、異常繁殖の防止対策を強化すること。

(4) 国民参加の森林や緑をまもる運動を推進するため、緑化推進事業やボランティア活動を支援すること。

(5) 林野火災対策を拡充・強化し、防火森林、防火林道等の整備を推進すること。

(6) 不在村者所有森林等の放置森林を適切に管理するため、町村、第三セクター、森林組合等に対する助成制度を拡充・強化すること。

四、林業における担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の育成・確保をはかるため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、研修制度等の充実、通年雇用制度の確立、他産業従事者並みの所得の確保、社会保障制度の整備をはかること。

(2) 地域林業の中心的担い手である森林組合を強化するため、広域合併、組織・経営基盤の強化のための条件をより一層整備すること。

また、森林組合作業班の機能の充実と体質の強化をはかるための措置を講じること。

(3) 「経営基盤強化林業構造改善事業」の実施に必要な予算を確保するとともに、新たに、林業構造改善事業、特用林産地整備事業及び木材流通合理化整備特別対策事業を一体化した「地域林業経営確立林業構造改善事業」を創設すること。

五、木材の安定供給と需要の拡大
 (1) 木材の拠点的加工・流通施設等を整備し、流域一体となった原木の安定的供給体制の推進、木材産業の体質強化をはかること。また、国産材素材価格の安定をはかるための対策を講じること。

(2) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかるため、国産材を利用した場合は税制・金融上の優遇措置を講じること。
 また、木材利用に関する技術開発の支援や情報提供、PR活動を推進すること。

(3) 建築基準法における、木材利用に関する規制緩和の推進をはかること。
 (4) 次期WTO交渉においては、国産材に大きな影響が生じることのないよう、UR合意を超えうる関税の引き下げ等を行わないこと。

六、中山間地域対策の推進
 (1) 農業における中山間地域等直接支払制度の実施に伴い、森林・林業の分野においても、森林・林業の実態や既存施策との関係等を踏まえ、直接支払制度等を検討すること。

(2) 林業・山村の活性化をはかり、活力と魅力ある地域づくりを推進するため、「中山間地域林業山村活性化総合対策」を強化すること。

(3) 都市と山村の交流を促進し、森林の多面的機能に対する理解の醸成や山村住民の所得機会の拡大をはかるため、森林の総合利用整備を推進すること。

七、国有林野事業の改革に伴う国有林所在町村の振興
 (1) 国有林野事業の改革に伴う組織・要員の合理化等により、森林の維持管理が低下することのないよう適切な森林整備を行うこと。また、国有林、民有林一体の管理体制を強化するため、流域管理システムに対する支援措置を拡充すること。

(2) 国有林の公有化の推進や、経営管理業務を地方自治体や森林組合、民間事業者等に委託する場合は、町村長の意向を尊重するとともに、地元自治体に財政負担等が生じることのないよう措置すること。

八、林業金融の充実
 農林漁業金融公庫資金、林業改善資金、木材産業等高度化推進資金の融資枠の確保、貸付条件の改善を行うこと。
 なお、地域林業振興に果たす公有林整備の役割の重要性にかんがみ、町村有林に係る造林資金の拡充・強化をはかること。

九、林業基本法の改正
 近年、林業は木材価格の低迷、山村の過疎化・高齢化の進行等により厳しい状況にある。一方、森林に対する国民のニーズは国土保全、水源のかん養はもとより、教育的・文化的利用へと多様化している。このような状況に対処し、林業の活性化をはかり、森林を多様な機能を発揮する国民共通の財産

として次世代に引き継ぐため、林業基本法の改正を検討すること。
 一〇、林業税制の改正
 (1) 林業経営基盤の強化等の促進ための資金の融通に関する暫定措置法に基づく林業経営改善計画に従って森林施業の受託の拡大を行う林業者の林業用機械等の割増償却制度の適用期限を延長すること。(所得税・法人税)
 (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業労働力確保支援センターと共同による改善計画に従って経営及び雇用の改善を行う林業事業者の林業用機械等の割増償却制度の適用期限を延長すること。(所得税・法人税)
 (3) 森林組合等が森林組合連合会の権利義務を包括承継する場合の税率の軽減措置を創設すること。(登録免許税)
 (4) 保安林整備臨時措置法の規定に基づき、民有林野を国有林野と交換した場合の非課税措置の適用期限を延長すること。(不動産取得税)

一 九、水産業対策の充実

わが国の水産業は、周辺水域における水産資源の低迷や漁業就業者の減少、高齢化の進行が著しく、漁業経営体の減少とあいまって、将来にわたる水産食料の安定供給が懸念される極めて厳しい状況にある。このような状況に的確に対処するためには、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかることが必要である。

このため、平成十二年度の予算編成に当たっては、「経済新生特別枠」の活用を含め、水産業対策をさらに充実する必要が、ある。

よって、国は次の事項を実現された。
 一、漁業基本法の制定
 新海洋秩序への移行等漁業をめぐる情勢は、近年著しく変化してきており、制定後三十六年を経過した沿岸漁業等振興法では、適切な対応が困難となってきた。このため、現状に即し、将来の展望を明らかにした漁業基本法を制定するとともに、これに伴う諸制度の整備等、所要の措置を速やかに講じること。

二、漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成
 (1) 厳しい漁業経営環境に対処し、その経営の高度化をはかることとする意欲ある漁業者に対し、総合的に支援するための資金を創設するとともに、融資保証ならびに税制等の諸対策を強化すること。
 また、経営指導を実施する等して経営基盤の強化をはかること。

(2) 沿岸漁業の発展と漁村の活性化をはかるため、意欲ある担い手の確保・育成対策を強化するとともに、新たな漁業者の確保対策を推進すること。
 (3) 経済的に自立し、指導的役割を担うことができる漁協を育成するため、漁協の合併、事業統合を促進するとともに、漁協系統の指導力強化のための措置を講じること。

(4) 漁船損害等補償制度および漁業災害補償制度の充実・強化をはかることともに、引き続き円滑な制度運営を推進すること。

三、資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) 我が国周辺水域内の資源回復と持続的利用をはかるため、資源状況の把握に努めるとともに、広域的な資源管理体制の整備を推進すること。

また、遊漁による資源利用の適正化のための対策を講じること。

(2) 新しい日韓漁業協定に定められた暫定水域における操業条件の早期確定に努めるとともに、協定水域全域における取締体制を強化する等、操業秩序の維持をはかること。

(3) 新しい日中漁業協定は、調印後すでに二年を経過しているため、新協定の速やかな発効に一層努めること。

四、つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 我が国周辺水域における水産資源の回復・増大をはかるため、栽培漁業の継続的な事業展開を推進するとともに、大水深域や砂泥域における漁場の整備および深層水を利用した漁場造成システムの開発に努めること。

(2) 持続的養殖生産確保法実施の効果を一層高めるため、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(3) 内水面漁業・養殖業の一層の振興と内水面地域の活性化をはかるため、内水面の環境を活用した施設の整備および重要魚種の資源増大等の諸対策事業を実施すること。

また、トラックバス等の外来魚について、地域に応じた適切な対策を講じること。

五、水産物の流通・加工・消費対策の強化

(1) 水産食品の品質の高度化および安全性の向上のため、HACCP(危害分析・重要管理点)方式等を取り入れた品質・衛生管理のための総合的な対策事業を実施すること。

(2) 消費者の適切な消費行動に資するため、消費者に対し、水産物の生産に関する情報の発信を促進する事業のほか、水産物の有用性や活用法の周知等をはかる事業を実施すること。

(3) 地域水産物の競争力向上等をはかるため、産地市場の統合を促進し、流通・加工施設の整備を計画的に実施するとともに、産地流通の機能強化への取組みを促進すること。

(4) 次期WTO交渉においては、輸入水産物について、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

六、漁業地域の活性化の推進

(1) 我が国沿岸漁業をめぐる状況の変化にかんがみ、新たな時代に即応した沿岸漁業漁村振興構造改善事業を創設するとともに、加工残さ等の再利用システムに必要な施設および生産物取引の合理化等のための情報処理施設を整備すること。

(2) 漁業地域の活性化をはかるため、元気な漁村づくり推進事業を実施すること。

七、水産基盤および漁村生活環境の整備の推進

第九次漁港整備長期計画、第四次沿岸漁場整備開発計画および第六次海岸事業七箇年計画に基づく施設整備を、引き続き実施するとともに、これらの諸事業を一体的・有機的に実施すること。

とができるようはかること。

八、漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場として重要な藻場、干潟が減少していることにかんがみ、これらの実態の把握と消長の原因を究明するとともに、水産資源の増大等に資するたため藻場、干潟の造成等を行うこと。

(2) 漁業系廃棄物の処理・再利用システムおよび赤潮・貝毒による漁業被害防止等に関する技術開発、内分泌かく乱物質やダイオキシン等の漁業影響調査等、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜および漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかることとに、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援すること。

(4) 油流出事故による漁場・海岸の汚染に即応できる油濁被害防止対策を引き続き推進すること。

九、海外漁場の確保等

(1) 海外漁場におけるわが国漁船の円滑かつ持続的な操業を確保するため、関係国に対する人的・物的協力等を行う事業を引き続き実施すること。

(2) 科学的根拠に基づいた鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

一〇、技術開発の推進と試験研究の強化

水産各分野の持続的発展をはかる上で不可欠な技術開発および試験研究を積極的に推進するとともに、国および都道府県の水産関係試験研究を充実強化すること。

一一、漁村地域に対する財政措置の拡充

沿岸、離島、半島等に立地している漁村は、地理的、社会的、経済的条件に恵まれない条件不利地域であり、総じて財政基盤が脆弱な町村が多い。

このような町村が漁業の振興、漁村の活性化を自主的、主体的に推進するためには、財政基盤を強化する必要があるため、農山漁村対策に係る財政措置を拡充すること。

一一、水産関係の税制改正
(1) 輸入A重油の免税措置および国産A重油に係る石油税の還付措置の適用期限をそれぞれ延長すること。(石油税)

(2) 漁業再建整備特別措置法の中小漁業構造改善計画に基づき省エネルギー漁船を建造した場合等の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の適用期限を延長すること。(登録免許税)

(3) 漁業再建整備特別措置法に基づき構造改善事業を行う中小漁業者が合併等を行った場合の登記の税率の軽減措置の適用期限を延長すること。(登録免許税)

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

二〇、地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成並びに企業誘致の推進をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

- 一、工業等の導入促進と地域産業の育成
 - (1) 多様な就業機会の確保を積極的に推進するため、産業再配置促進制度等の充実、第7次農村地域工業等導入基本方針に基づき成長性と安定性のある工業等の導入を積極的に促進するとともに、地域資源または地域に賦存する技術等の資産を活かした地域内発型産業の育成をはかること。
 - (2) むらおこし等による地域産業の創出、観光資源の開発等を一層推進するため、地域と都市住民との相互交流を促進する施策を拡充すること。
- 二、地元商工業対策の強化
 - (1) 地元中小小売店の振興をはかるとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるための総合的対策を拡充すること。

また、地元商工業の振興をはかるため、創業支援、新商品開発等の施策を強化すること。

(2) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるように政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件の改善をはかること。
また、貸し渋りにより資金繰りが悪

化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業の信用補完制度の拡充等貸し渋り対策を拡充強化すること。

二一、生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

- 一、水道施設の整備促進
 - (1) 上水道施設、簡易水道施設の整備にかかる財政措置を充実すること。
 - (2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。
- 二、排水処理施設の整備促進
 - (1) 第八次下水道整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。(普及率 全国ベース 五八%、町村部 二〇%)
 - (2) 農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。
 - (3) 合併処理浄化槽設置整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置の充実をはかること。

(4) 各種排水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、排水処理事

業の効率的、一体的な整備を行えるようにすること。

三、廃棄物処理対策の改善強化

- (1) 第八次廃棄物処理施設整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の廃棄物処理施設および焼却灰溶融化施設整備を重点的に推進すること。
- (2) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

また、製造事業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組みよう強力な指導を行うこと。

- (3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)の完全施行に向けて、ストックヤード等施設整備および収集・運搬にかかる必要経費について財政支援措置を充実するなど町村が積極的に取組めるよう配慮すること。
- (4) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の本格施行にあたっては、町村の実情を十分勘案し、町村に過重な財政負担が生じることのないよう考慮すること。
- (5) 有毒な新素材の使用を禁止し、廃タイヤ等処理困難な物品の処理については、製造、販売業者の監督を強化するとともに、処理体制を確立すること。
- (6) 産業廃棄物処理施設等の周辺地域に対する環境整備対策を検討すること。

(7) 根本的なごみの減量化を図るため、環境保全を基本理念とした全国民に対する教育を確立すること。

四、ダイオキシン類の対策強化

- (1) ダイオキシン類の発生を未然に防止するため廃棄物処理にかかる抜本的な対策を推進すること。特に、小規模施設における発生防止技術を確立するとともに、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、試験研究を拡充強化すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出削減対策および環境影響等の実態調査にかかる財政措置を充実すること。特に、既存施設の改造等については、十分な財政措置を講ずること。
- (3) RDFの燃料としての利用促進のため、その規格および安全基準の明確化等をはかるとともに、財政措置を拡充すること。

五、第六次都市公園等整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の都市公園整備事業を重点的に推進すること。
六、火葬場・斎場等の施設整備にかかる財政措置を充実すること。

二二、道路の整備促進

国土の七割強を占める町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、道路網の整備促進

- (1) 道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、整備が著しく立ち

遅れている町村道の整備を重点的に推進できるよう配慮すること。(道路実延長のうち、八三・八%を占める市町村道の改良率は四九・三%、舗装率は一六・二%)

(2) 国道・都道府県道および市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備およびこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持するとともに、三%路線の拡大など資金コストの低減等による公的助成の強化をはかること。

二、落石、崩土等の発生を未然に防止するため法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

三、第六次特定交通安全施設等整備事業七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、歩道等の整備が重点的に推進できるよう配慮すること。

四、里道の譲与にかかる調査費について、十分な財政措置を講じること。

一三、河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現された

い、第九次治水事業七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備

が立ち遅れている準用河川改修等の治水事業を重点的に推進すること。

また、事業の実施に当たっては、生態系の維持に十分配慮すること。

二、第四次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、必要な事業量の確保をはかること。

三、第六次海岸事業七箇年計画の着実な実施をはかること。

四、水路等普通河川の譲与にかかる調査費について、十分な財政措置を講じること。

一四、土地対策の確立

土地政策については、有効利用に向けた流れを中長期的に定着することとされているが、豊かで安心できる地域づくりを目指す観点から、土地基本法の基本理念を踏まえつつ総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。

また、地方公共団体の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現された

い、土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁および国・地方を通ずる施策の総合調整をはかること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

二、特定土地区画整理事業および特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者(代替地提供者を含む)に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げるこ

と。

三、公共事業について、土地収用制度上の事業認定をつけることなく租税特別措置法の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

四、公共用地の取得を円滑にするため、老齢福祉年金受給者が公共用地として土地を譲渡した場合の所得（五、〇〇〇万円まで）については、老齢福祉年金支給停止にかかる所得とみなさないよう措置すること。

五、土地開発公社が地方公共団体に代わって、公共用地としての利用を目的として農地を取得する場合には、農地法第四条の転用の制限および同五条の権利移動の制限について、地方公共団体の場合と同様の取扱いと、円滑に取得できるように制度を改正すること。

六、新たな国土調査事業十箇年計画の策定にあたっては、土地に関する行政経済活動を適正、円滑に進める上で必要不可欠な基礎資料であるので、所要事業量の確保と財政措置を充実するとともに、再調査についても財政措置を講じること。

二五、災害対策の推進

各種の災害から、地域と住民の生命・身体・財産などをまもることは、豊かで住みよい地域社会を形成するため不可欠の政策課題であり、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、災害対策の一層の充実をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 一、大震災等災害対策の確立
- (1) 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制を強化するとともに、財政措置の充実を含め、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を確立すること。

なお、阪神・淡路大震災被災町村の復興対策を推進するとともに、震災から五年が経過することから、阪神・淡路大震災を契機として講じてきた各般の施策の検証や、各種情報の収集・整理等を行い、今後の地震防災対策について検討すること。

- (2) 電気、水道、ガス等のライフラインの安全性の強化をはかること。
- (3) 基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を充分なものとする

また、公共施設等の耐震性、不燃化対策を強化すること。

- (4) 公園・緑地および緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。
- (5) 貯水槽の整備および井戸の活用による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄および炊き出しのための資材整備

について万全の備えを行うこと。

- (6) 災害等に対応する自主防災組織の育成・強化とその活動が円滑に推進できるよう、財政措置の充実および補償制度の確立をはかること。

また、災害ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

- (7) 防災基本計画の着実な実行をはかるとともに、必要に応じてその見直しを行うこと。

また、防災対策の総合的な充実強化をはかるため、町村が地域防災計画の見直しを行うにあたっては、必要な財政措置を講じること。

- 二、地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を確立、推進すること。
- 三、地震予知については、実際に地震が起こつた際の被害を軽減するためにも重要であるので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。
- 四、非常時における情報通信システムの整備、確立、強化を推進すること。
- 五、第四次急傾斜地崩壊対策事業を計画的に推進するとともに、現行採択基準を緩和し、町村の急傾斜地崩壊危険箇所をすみやかに解消すること。

また、雪崩災害対策事業の早期実施をはかるとともに、砂防、地すべり等土砂災害対策を推進すること。

- 六、治山治水事業および海岸事業を積極的に推進するとともに、特に火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業および防災対策総合治水事業等を充実、推進すること。

七、災害救助その他応急対策等の充実

- (1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用および災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備等、応急対策の充実をはかること。
- (2) 激甚災害について、制度発足後の社会経済情勢の変化に対応し、公共土木施設災害復旧事業等に関する指定基準について見直しを図ること。

また、地震、風水害等により甚大な被害を蒙つた地域の早期復旧を図るため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

なお、天災融資法の適用基準についても緩和すること。

- (3) 海難・水難および山岳遭難等の救助活動にもなう町村の費用負担に対する財政措置を充実すること。
- (4) 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けの限度額等の引上げをはかること。
- 八、改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象の拡大をはかるなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により再度災害防止対策の拡充をはかること。

- 九、町村が自主的に実施できる防災まちづくり事業にかかる地方債および地方交付税措置の充実をはかること。
- また、自然災害防止事業債を拡充すること。

二六、町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

- 一、消防施設の整備
- (1) 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等消防施設の整備にかかる財政措置を充実すること。
- (2) 過疎、へき地、山村、豪雪、離島および半島等の地域について消防施設を充実すること。
- 二、大規模災害対策等の推進
- (1) 広域のかつ機動的な消防防災活動の実施体制を整備するためヘリコプターの計画的配置を推進すること。
- (2) 防災行政無線網の整備を推進すること。
- (3) 林野火災に対する総合的対策の推進をはかること。
- (4) 自然水利用用遠距離送水システム等、消防水利多様化推進事業にかかる財政措置を充実すること。
- 三、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備にかかる財政措置を充実するとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。
- 四、消防団の活性化をはかるため、施設整備および教育訓練等の充実をはかること。

二七、戸籍制度等の抜本的な見直し

戸籍事務については、近年住民の流動が激しく、町村に本籍と現住所双方を有する者、又は、いずれか一方が町村外にある者等に分かれており、事務が煩雑になっている。

よって、国は次の事項を実現された
一、本籍と現住所を一本化した戸籍制

度にするなど、現行の戸籍制度の抜本の見直しを行うこと。
二、戸籍事務についての電算化にあたっては、十分な財政措置を講ずること。

三、住民基本台帳ネットワークシステムの整備にあたっては、個人情報保護に十分配慮の上、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意するとともに、導入費用および運営経費に対する必要な財政措置を講ずること。

二八、非常勤職員等の雇用の新たな対応

高齢社会の到来等により多様化している行政サービスを提供するため、時代に適合した新たな非常勤職員・臨時職員等の雇用および処遇のあり方について制度を確立することが必要である。

よって、国は次の事項を実現された
一、ホームヘルパー等の非常勤職員および臨時職員の活用が不可欠になっている現状にかんがみ、時代に適合した雇用制度を整備すること。
二、公益法人等に派遣される職員の身分等の取扱いにおいて不利益が生じることのないよう早急に統一的なルールを確立すること。

二九、国会議員の選挙等の執行経費の基準の改善

区・市・町村の別により設定されて

いる国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し、引続き所要の改善をはかること。

三〇、地域交通対策の推進

交通事業に関する規制緩和に伴い、地域における交通機関の確保が重要な課題となってきた中、町村は、乗合バス路線、離島航路、離島空路等の住民の日常生活の足として、真に必要な生活交通の確保、および住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の整備をはかるための取組を行っていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること
とで、生活交通の確保方策の確立をはかられたい。

- 一、需給調整規制廃止に伴う乗合バスの環境整備方策の確立
- (1) 生活交通確保のための公的補助制度については、地方財源の充実が必要不可欠であるため、これに見合った安定的な財源を確保すること。
- (2) 地域協議会における協議結果については、地域の足をどう確保していくかということについて、地域の住民、関係者の協議・合意に基づいて講じられていることから、その取り扱いについて最大限尊重されるようにすること。
- (3) 制度の円滑な実施をはかるため、その実施までに一定の移行期間を設けるとともに、地域協議会を先行して発足させるなど、所要の措置を講ずること。
- 二、地方バスは地域における生活の足

として重要な役割を果たしているの
で、存続、確保をはかるとともに、現
行の地方バス路線維持対策等を充実強
化するなど、財政措置を充実すること。
三、離島航路は、島外等とを結ぶ基幹
の交通機関であり、極めて重要である
ので、財政措置を強化すること。

また、離島航空路線は、離島振興の
ため不可欠の交通機関となっているの
で、「離島空路整備法」(仮称)の制定
などにより、離島航空路線の維持、安
定をはかること。

四、第三セクター鉄道等の健全な運営
を確保するため、鉄道軌道整備費等補
助にかかる助成措置を拡充すること。

三一、エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要の増大、我が
国の脆弱なエネルギー供給構造、さら
には地球温暖化をはじめとする地球環
境問題を踏まえ、中長期的観点から省
エネルギーの推進、石油代替エネル
ギー開発・導入に係る対策など総合的
なエネルギー対策を推進する必要があ
る。

よって、国は次の事項を実現された
一、新エネルギーの開発・導入の推進
(1) 石炭利用の促進をはかるため、液
化、ガス化等石炭利用技術の開発を促
進すること。

(2) 太陽光発電、燃料電池、バイオマ
ス等のエネルギー変換・利用など新エ
ネルギー開発の推進をはかること。

また、太陽光発電システム等の普及

推進をはかるため、公共施設、公営住宅における施設整備に対する助成、個人住宅に対する設備資金貸付等の制度を充実すること。

(3) 中小規模水力、地熱、風力発電など地域エネルギー開発利用を推進するとともに、地方自治体等が行う新エネルギー等先進的な導入事業に対する財政措置を強化すること。

また、地熱資源開発については、そのための制度の確立、環境行政との調整の強化等、地熱資源の多目的利用に對する対策を講じること。

二、原子力利用の安全対策の強化

(1) 原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、国は、責任を持つて、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理態勢の確立、事故発生時の迅速な情報提供、防災資機材の整備等について、新法を含め、万全の措置を講じること。

なお、これらの措置に必要な財源については、町村の負担とならないよう

国の責任において確保すること。

(2) 原子力発電については、地元住民の理解を得て、推進すること。

三、省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術開発を促進するため、産・官・学を一体化した協力体制を強化し、エネルギー有効利用、未利用エネルギーの開発、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置を強化すること。

四、石油の安定供給対策の推進

石油の安定供給の確保を基本として、エネルギーセキュリティ確保のため、石油備蓄対策および石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

五、水力発電施設周辺地域交付金の充実

クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、発電施設の立地による影響緩和と関連公共施設の整備等に大きな効果を発揮している水力発電施設周辺地域交付金を拡充すること。

三二、過疎地域活性化特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

我が国の高度経済成長とともに深刻化した「過疎問題」に対処するため、昭和四十五年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、その後一回にわたり特別措置法が制定されるなど、総合的かつ計画的な過疎対策が遂行されている。

その結果、公共施設の整備や生活環境の改善、自主的・主体的な取り組み等を背景とした交流人口の増加やU・Iターンによる定住施策など、活性化対策は一定の成果を上げている。

しかしながら、大部分の過疎町村は、依然として農林漁業等、地域産業の停滞、地域の担い手である若年層の流出、少子・高齢化による活力の低下、ひいては、コミュニティの崩壊など厳しい事態に直面しているところであり、交通条件や生活環境の整備を推進するとともに、財政措置を一層充実する必

要がある。

よって、政府・国会におかれては、過疎地域活性化特別措置法が失効する平成十二年四月以降について、これまでの過疎対策の枠組みを生かした上で、新たな法律を制定すること。

特に、現行過疎指定町村を引き続き対象にするなど地域指定要件について特段の配慮をはかること。

なお、法制定後においては、過疎へき地に対する各種施策を拡充すること。

三三、山村等地域振興対策の整備

長引く景気の低迷のなかで、国土・環境保全等で重要かつ多様な役割を担っている山村地域は、若者を中心とした人口の流出による過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。

また、依然として道路交通網、文化教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、所得水準も低い状況であり、今後二十一世紀に向けて、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地域を築いていくため山村地域の振興とその活性化を総合的に推進する必要がある。よって、国は次の事項を実現される

い。

一、産業振興、就業機会の創出と担い手の確保

(1) 広域的な幹線道路交通網の整備等による就業機会の確保、地域特産物の加工等地域資源を活用した地場産業の育成、企業等の誘致、複数地住居、都

市と山村の交流の推進、観光リゾート開発の推進など山村産業の総合的振興をはかること。

(2) 農業における中山間地域等直接支払制度の実施に伴い、農林一体となつた所得補償制度の導入を検討すること。

(3) 総合的視点に立った地域の活性化と定住の推進など山村等の振興を一層促進するため、新山村振興等農林漁業特別対策事業」を拡充すること。

(4) 若者に魅力ある職場を確保するため、第二セクターへの支援措置の拡充、農協と森林組合の業務提携等を推進するための体制を整備すること。

(5) 山村における農林業の後継者対策を強力に推進するとともに、奥山間、中山間地域において一定の地域指定を行い、山林保全、環境保全、水源確保等の働く場を確保し、中高年齢者の雇用を促進すること。

二、生活環境基盤の整備

(1) 山村地域の基幹的施設である町村道、農道、林道、作業道等の開設整備に積極的な支援措置を講じ、山村における生活道路、産業道路網の体系的な整備を推進するとともに、交通機能の維持確保に努めること。

(2) 上下水道の整備、汚水、廃棄物処理施設の整備、地域医療、福祉施設等の生活環境整備を促進すること。

(3) 山村地域における教育文化の振興をはかるため、教育施設の整備充実、CATV等のニューメディア施設による情報基盤の整備を促進すること。

三、都市と山村の積極的な交流促進
都市との交流を促進する施策を積極

的に推進するとともに、交流施設等の整備を促進すること。

四、山村地域の実態に即した財源確保対策

山村地域に対する公共投資の重点配分および「森林・山村対策」、「国土保全対策」の充実等地方財政措置を強化すること。

三四、豪雪地帯の振興

わが国の豪雪地帯は、冬期の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害をとり除き地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された。

一、新しい豪雪地帯対策基本計画に基づき、引き続き施策の計画的・効率的な推進をはかること。

また、道府県計画の策定を促進すること。

二、寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対する財政措置を充実すること。

三、新積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画を着実に実施し、豪雪地帯の道路整備を強力に推進すること。

四、雪寒道路の指定の拡大をはかり、除雪、防雪および凍雪害防止対策を推進するとともに、財政措置を強化すること。

また、国・県・市町村道を通ずる総合的な消除雪制度を確立すること。

五、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気

通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

六、雪寒地帯における地方バスは各種装備が必要となるため、特別な財政措置を講ずること。

七、除雪機械等の格納庫の整備費については、町村における整備を促進するため財政措置を充実すること。

八、豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪にかかる財政措置を改善すること。

九、豪雪地帯において、克雪、利雪、親雪等により、魅力と活力ある地域社会を形成するための事業を促進するとともに、豪雪地帯定住構想を推進すること。

一〇、豪雪地帯における公立学校施設の整備を促進するため、事業量の確保と財政措置を充実すること。

一一、雪に強い公営住宅等の整備を計画的に推進するための財政措置を充実すること。

一二、一般生活道路などの消雪に供する消流雪用水源の確保（河川表流水の利用など）をはかるための諸施策を推進すること。

一三、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設の整備を推進すること。

一四、豪雪期における消防機能の低下を防ぐため、実態に即した消防防災施設等を整備するための財政措置を充実すること。

三五、半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれて

いるが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興および生活環境の整備等が立ち遅れている実情にあるので、「二十一世紀の国土のブランドデザイン」との整合性をはかりつつ、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。
一、全国二十三半島地域の「半島振興計画」が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、半島地域町村の社会资本整備等に対する財政支援措置を充実、強化すること。

二、道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路、高規格幹線道路等の整備を推進すること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等交通基盤の整備を推進すること。

三、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

四、半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかるため、関係事業費を拡充すること。

五、半島地域の特性に応じた産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進することとし、事業費を拡充すること。

六、半島地域における生活用水および

産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講じること。

七、遅れが顕著な半島地域の下水道および廃棄物処理施設等、生活関連施設の整備を推進すること。

八、高齢社会に対応した福祉、保健医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

九、半島地域特有の自然条件を生かした新たな産業の振興をはかるための取組を支援すること。

一〇、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取組を支援すること。

一一、半島地域における高潮、津波等による被害を防止し、あわせて快適な海岸利用をはかるための海岸保全施設・環境整備等にかかる所要予算を確保すること。

一二、半島地域の一体的振興をはかるため、連携・交流を基調とする諸施策を推進すること。

一三、半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

一四、半島振興法にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

三六、離島地域の振興

離島は、環海性、隔絶性、狭小性など厳しい制約により、生産、生活基盤が立ち遅れているので、速やかに解消し、離島町村の活性化と住民の生活安定をはかつていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、離島振興事業費ならびに過疎債、辺地債の所要額を確保するとともに、地方交付税への算入の強化等、離島町村に対する財政措置を充実すること。

また、離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

二、離島道路の整備を促進するための助成措置の充実強化をはかるとともに離島間等の架橋事業を促進すること。

三、離島航路の充実確保

(1) 離島航路を充実、維持するとともに財政措置を強化すること。

(2) 離島航路の大型化、高速化、便数増加のための離島航路近代化建造にかかる財政措置を改善すること。

また、運輸施設整備事業団の融資条件を緩和すること。

四、離島港湾の果たす重要な役割にかんがみ、港湾機能の拡充強化のための施設および外海離島における補完港の整備等を推進すること。

五、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島航空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

六、離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

七、離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

八、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設の充実をはかること。

九、医療、教育、その他行政サービス

の向上と定住促進等に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備のための財政措置を強化すること。

一〇、医師の確保経費および病院・診療所・老人福祉施設等の整備ならびに運営についての財政措置を拡充すること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

一一、離島における地域コミュニティの活性化および若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

三七、観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よって、国は次の事項を実現された

い。
一、税財源の充実・強化

(1) 平成十一年度末で廃止となる特別地方消費税については、観光地所在町村の税収にとつて大きなウェイトを占めていることに鑑み、その減収等については、地方税の拡充等により確保すること。

(2) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など観光地所在町村の行政サービスと密接な関連を有しているとともに、その十分の七が関係市町村に交付されており、地域振興をはかる上で重

要な役割を果たしているため、本税の充実、確保をはかること。

(3) 入湯税の税率を引き上げること。

(4) 観光客によって消防、清掃等に多額の経費が必要になっていることを考慮して、関係町村の実情に即した財政措置を講じること。

二、観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設および廃棄物処理施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備することとし、財政措置を充実すること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進すること。

(5) 空きカン、空きビンの散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあたっては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮するとともに、新たな財政負担について必要な措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報データベースの整備を推進すること。

三、宿泊施設の大規模化や高層化等にかんがみ、はしご車、化学車を増強するなど、消防力の強化をはかること。

また、阪神・淡路大震災等の教訓を

踏まえ、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

四、ウエルカムプラン（訪日観光交流倍増計画）等の外国人観光客誘致対策については、特に地方観光圏対策を推進し、観光地所在町村の国際化と活性化をはかること。

五、観光地づくり推進モデル事業については、地域の活性化に資するよう、外国人観光客にとっても魅力ある観光地づくりを行うこと。

六、長期的滞在型旅行の推進施策に関する国内広報・観光案内設備の整備に広域的に取り組む自治体に対する財政措置、及び外国人の訪日を促進する宣伝事業を継続すること。

三八、水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件の下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

一、水源地域対策の強化

(1) 水源地域対策特別措置法による指定ダムのすべてに対して財政特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建のための措置にかかる起業者の実施責任を明確化するなど、同法の改善ならびに運用の適正化をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地

- 域に対し、同法の準用措置を設けること。
- (2) 水資源開発公団が所有するダムの用に供する家屋および償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。
- (3) 水道または工業用水道の用に供するダム国有資産等所在市町村交付金の交付対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。
- (4) 水源地域町村に対する財政措置を充実すること。
- (5) 水源地域対策基金の設立に対する国の税財政上の援助措置を強化し、基金設立の全国的な展開を促進すること。
- (6) ダム所在町村の生活環境、自然環境および産業基盤を維持するため、安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、ダム周辺部ならびに関連河川の環境保全および防災に関する施策等の拡充をはかること。
- (7) 水源地域町村に対し、地元ダムの水利権を優先的に認めること。
- (8) 新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）の着実な実施をはかるとともに、水源地域の活性化を推進すること。
- (9) 地域間交流支援事業等による上下流連携を推進すること。
- 二、水資源開発の推進
- (1) 水資源開発基本計画の推進をはかるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。
- (2) 先行性の高い水源開発については、国・都道府県の一般会計または公

- 団等が負担して、将来、利水需要が生じた時点で、利水者がダム使用権または水利権を取得できるよう、所要の制度を確立すること。
- (3) 水質保全をはかるため、水質管理体制の充実強化と下水道整備について地域の実情を踏まえた促進をはかること。
- (4) 地下水の人工涵養および地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化し、実施すること。
- (5) 水源涵養の重要性にかんがみ、水源複層林の整備および水源林特別対策の拡充をはかるとともに、放置山林についての対策を強化すること。

三九、産炭地域対策の推進

産炭地域においては、今なお、過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化、鉱害の残存等、多くの問題を抱え、また、稼動炭坑地域においては、新しい石炭政策のもとで構造調整が進められ、内外炭価格差を背景とする国内炭需要量の減少とあいまって、社会的・経済的に極めて厳しい状況に直面しており、産炭地域の総合的な振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、石炭ならびに石油およびエネルギー需給構造高度化対策特別会計「石炭勘定」の財源を安定的に確保すること。

二、石炭鉱業安定対策の推進

- (1) 閉山・合理化対策について特段の措置を講じること。

- (2) 国内炭の需要確保をはかること。
- (3) 石炭鉱業安定補給交付金等の助成制度の拡充をはかること。
- 三、産炭地域振興対策の拡充強化
- (1) 産炭地域振興実施計画を強力に推進するために必要な財源を確保すること。
- (2) 産炭地域振興臨時交付金の拡充強化をはかるとともに、地方交付税措置を充実すること。
- (3) 産炭地域を指定解除された町村は、財政力が脆弱なことなどに加え、社会的、経済的疲弊が解消していない状況にあるので、所要の財政支援および地域振興対策を講じること。

- (4) 産炭地域振興対策については、窮迫する地方財政など地域の実情を十分考慮し、実効性のある激変緩和措置を講じること。
- 四、鉱害対策に必要な予算の確保をはかり、鉱害の早期完全復旧をはかること。
- 五、未利用炭鉱跡地の有効活用をはかるための制度の充実・強化をはかること。
- 六、ぼた山処理の抜本対策と危険ぼた山の災害防止対策の推進をはかること。
- 七、炭鉱離職者等再就職のための各種施策を推進すること。

四〇、非鉄金属鉱山地域対策の推進

非鉄金属鉱山地域は、所在鉱山のあいつく休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい

状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。よって、国は次の事項を実現された

- い。
- 一、鉱山所在町村振興対策の強化
- (1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。
- (2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。
- (3) 鉱山施設および鉱山の技術・インフラ等を活用したりサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。
- 二、休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興、離職者雇用対策等の拡充強化をはかること。
- 三、鉱害防止対策の支援の強化と地域環境整備の促進をはかること。

四一、地域改善対策の推進

同和問題は基本的な人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。よって、国は次の事項を実現された

- 一、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策」(政府大綱)において、法的措置、行財政措置を講じることとされた事業をはじめ、人権教育・啓発にかかると事業を推進するため、必要かつ十分な予算措置を講じ、地方公共団体の財政負担の軽減をはかること。
- 二、差別意識の解消に向けた教育および啓発推進のための法的措置を講じるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。また、人権侵害の防止および被害の救済に関する法的措置を講じること。
- 三、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、財政措置等内容を充実するとともに、法制化する。
- 四、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

四二、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、わが国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

四三、竹島の領土権の確立

わが国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業ならびに鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

全国町村会 町村長の叙勲ならびに 褒章基準の改善で要望

全国町村会は、十二月一日の全国町村会大会で次のとおり「町村長の叙勲ならびに褒章基準の改善」を決定した。

「要望書」

町村長は、国政の基礎をなす地方公共団体の執行責任者として、その責務は重く、教育、消防、防災、厚生、福祉、農政等あらゆる分野にわたり、その地域住民の生活の安定、向上のため困難な任務の遂行にあたっている。

しかしながら、現行の叙勲および褒章の基準は、経済界、教育関係等の各界各層のそれに比較して極めて低く、また、同じ基礎的公共団体の長である市長と町村長においても格差がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

- 一、町村長の叙勲基準については、在職年数が十五年を越えるときは勲四等を最低基準とするなど各界各層のそれと遜色のないよう改善すること。あわせて推薦基準年数については、市長と同様の基準で推薦できるよう措置すること。
- 二、町村長の藍綬褒章の推薦基準年数については、市長と同様、五期を終了した時点で推薦ができるよう二十年に短縮すること。